令和３年第１回阿武町議会定例会　会議録

第　２　号

令和３年３月１０日（水曜日）

開　会　9時00分　～　散　会　14時31分

議事日程

開会　令和３年３月10日（水）午前９時00分

開会の宣告

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（7名）

議席番号

１番		市　原　旭
２番		池　田　倫　拓
３番		伊　藤　敬　久
５番		清　水　教　昭
６番		田　中　敏　雄
７番	副議長	中　野　祥太郎
８番	議　長	末　若　憲　二

欠席議員　**なし**

欠員　**1名**

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長（総務課長事務取扱）	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席参与　**なし**

事務局職員出席者

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

開会　午前９時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二）　全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長　ただ今の出席議員は、７人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程についてはお手元に配布されているとおり一般質問です。ここで一般質問に入る前に、先日の説明において補正予算、一般会計予算の説明において訂正の申し出がありますのでこれを許します。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案第14号関係の令和２年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算の98、99ページの説明において誤りがございましたので訂正し、再度説明をさせていただきます。６款繰入金、１項一般会計繰入金、４目その他一般会計繰入金は、１節職員給与費等繰入金が231万7,000円の減額と説明いたしましたが、これは誤りで、６款繰入金、１項一般会計繰入金、４目その他一般会計繰入金は３万9,000円の増額で事業費の最終見込みによるものです。と訂正させていただきます。以上です。

○議長　教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長　令和３年度予算の一般会計の説明で誤りがありましたので訂正をいたします。令和３年度の予算書の156ページをお願いします。５項保健体育費、１目保健体育総務費、17節備品購入費中段あたりですが、17万円をニュースポーツの道具の購入に充てると説明しましたが、町民グラウンドの草刈り用のモアを購入する予定でした。お詫びして訂正いたします。よろしくお願いします。以上です。

日程第1　会議録署名議員の指名

○議長　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定において、議長において、５番、清水教昭君、６番、田中敏雄君を指名します。

日程第2　一般質問

○議長　日程第２、一般質問を行います。一般質問の通告者が５人ありますので、議長により通告順に発言を許します。

はじめに、１番、市原　旭君、ご登壇ください。

○１番　市原　旭　改めましておはようございます。１番、市原旭です。通告しております新型コロナウイルスワクチンについて伺います。

昨年３月、この場所で新型コロナウイルス感染症について質問をさせていただきました。その時はまさか１年後の今でも感染が収束に向かっていないなど想像していませんでした。ここに来て国内でも「ワクチン接種」が始まりました。政府も担当大臣を新たに設けるなど、何が何でも収束させたいという意気込みを感じます。ワクチンについては、早期の実用化を目指し世界中で猛烈な早さの開発が進められて、海外においては、ファイザー社、モデルナ社というアメリカ製のもの、アストラゼネカ社というイギリス製のものが臨床試験を行った結果、ワクチンを投与した人の方が投与していない人よりも発症した人が少なかったと報告をされています。アメリカ製のものは（報道によれば95％とも言われておりますけれども）90％を超える効果が確認をされているということです。この結果、アメリカやイギリスでは、先にあげたファイザー社等のワクチンの緊急的な使用が認められ接種が開始されています。日本では、ファイザー社のワクチンが令和３年２月14日に薬事承認をされています。又、もう１

社のアストラゼネカ社からも同年２月５日に承認申請が行われ現在審査中です更に国内産のワクチンも、複数社の会社が臨床試験に入ったと報道されています。又、３月に入ってモデルナ社のものが承認を求める申請を行っています。いよいよ令和３年２月17日から日本でも接種が始まりました。接種順位が決められており最初は医療従事者へ、次に高齢者、続いて高齢者以外で基礎疾患をお持ちの方や高齢者施設等で働いておられる方とされています。高齢者への接種の開始は、早くても４月１日以降との見込みであると言われています。ワクチンは、およそ３週間を空けて２回の接種が必要です。接種前の問診に時間がかかることや、接種を受けた人でまれにアレルギー反応が報告されていることから、接種後には15分から30分程度経過観察の時間が必要とされています。ですから、接種会場は密にならないそれなりの広さが必要かと思います。都市部では、大手ショッピングモールで実施するといった例も報道されていました。又、ファイザー社のものは、保存温度が－75度で一度常温に戻すと再凍結は不可であるとされています。冷蔵庫でも５日間程度しか保管できないとされ、一度にかなり多くの接種が望ましいと思われます。これらを踏まえて阿武町での接種を考えてみます。阿武町民のほとんどが高齢者であり、これに基礎疾患の方を含めるとかなりの人数となります。移動手段、会場選択、日時（曜日や時間帯)、予約方法などしっかりとしたシミュレーションが必要かと思います。何はともあれ、これまで日本では、マスク、３密、自粛という忍耐と我慢で感染を抑えて来ています。改めて日本人の規律正しさを誇りに思うところであります。ワクチン接種が、普通の生活を取り戻す一条の光明になってくれることを願ってやみません。ワクチン接種の現状と阿武町での今後のスケジュールを町長に伺います。世界の各地で、すでに接種が始まっていて　今現在で、世界78カ国（この時は３月7日だったと思います）で1億8,000万回と言われており、日本でも４万6,000回と報道されています。アメリカの最近の数字で、20万回の接

種につき１件程度の割合で、重いアレルギー反応が出たと報告がありました。極めてまれと言えますし、これまでに重篤な例はないと言われています。幾分か話としては死亡例もあるようですが、根拠立てられた情報ではないようであります。改めて最新のデータを調べてみますと、国内の接種で９名いずれも女性が重いアレルギー反応のアナフィラキシーを発症した、いずれもすぐさま投与するなどし、症状は改善し若干名の経過観察を目的とした入院例があるともありますけども、報告した医師によると、ワクチンと何らかの因果関係があるとみており、内、多くの人はアレルギーやぜんそく、高血圧症などの基礎疾患があったと伝えています。厚労省は、新型コロナワクチンについて、法律に基づき「はしか」や「風疹ワクチン」などの予防接種と同じように、原則として「接種を受けるよう努力しなければならない」とする「努力義務」の方針のようです。「あんなに急いで開発して十分に臨床もされていないと感じるので、恐ろしくて打てない。」「今は副作用が見つかっていないが数年先には分からない。だから打たない。」「有事だからエビデンスが不十分でもいいということには断じてならない。」といった厳しい意見もあります。こういった意見の方にどのように対応されるのか伺います。高齢者、基礎疾患の方も、感染で重症化するリスクが高いとして、世界各国で接種が薦められています。しかしながら、高齢者で体調や状態が悪い人、基礎疾患が悪化している人は接種を受けるかどうか、特に慎重に判断する必要があると思います。又、妊娠中、授乳中の方も接種について不安であろうかと思います。住民に一番身近な行政である以上、接種する、しないのリスクの説明などご本人の状況に応じた助言をすべきであると思いますが、町長のご見解を求めます。

○議長　ただ今の１番、市原　旭君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　新型コロナのワクチンの接種の現状と本町での今後のスケジュールに

ついてのご質問をいただきましたが、私の方からは、このことに対する包括的な考え方についてお答えすることとし、個別のスケジュール等につきましては、担当課長の方からお答えさせていただきます。

そこで、新型コロナウイルスワクチンの接種でありますが、先月から医療従事者への先行接種が始まり、県内の新型コロナ感染症患者を受け入れる重点医療機関、入院協力医療機関の医療従事者への優先接種が行われていることは、ご案内のとおりであります。厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会では、ワクチン接種の有効性について、感染予防については、その実証は難しく大規模な接種後までは効果が分からないが、発症予防と罹患した場合の重症化予防の有効性は極めて高いとしております。このことから、生命や健康を損なうリスクや医療現場への負担軽減を図り、安定した社会生活や経済活動を再開するためには、自分はもとより、無症状のままで他人への感染を防止する意味でも、より多くの方がワクチン接種を受けられることが望ましいと考えております。私といたしましては、阿武町は、高齢化率が50％を超えていることから、感染した場合に重症化リスクの高い高齢者の方への円滑な接種が早期に始められるよう、現在、担当課に「新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム」を設置し、ワクチン接種及び相談体制の構築と住民の皆さんへの情報発信について万全を期するよう指示をしており、又、国の補助金を財源としたコロナ対策の新たな諸施策に係る予算措置につきましても、今回、議会にご提案をさせていただいているところであります。ただ、ワクチンの供給が世界的に逼迫している影響で、当初、国が想定していたスケジュールどおりの供給量の確保が困難な状況となっており、３月上旬から実施予定だった町内の医療従事者等への接種時期も未だ決まっておりません。医療従事者に続く高齢者への接種開始が、当初計画の３月下旬から大きくずれ込むこととなります。２月24日、河野担当大臣は、現状ではワクチンの供給量が限定的であること、そして高齢者に対する

優先接種については、対象者が約3,600万人と大規模であることから、まず４月12日から数量を限定して段階的に拡大するという方針を示しました。この方針を受けて、山口県においても、各市町において実証を重ねた優先接種を実施することとなっており、現在、山口県新型コロナウイルス対策室において接種の日程調整等を行っているところであります。なお、本町ではこの実証を兼ねた優先接種は、町内の高齢者福祉施設に入居されている方を対象に行う予定にしているところであります。ワクチンの供給不足の影響を受けて、なかなかきちんとした接種スケジュールを住民の皆様にお示しできない状態については、私といたしましても大変申し訳なく思うところであります。

ここで、少し新型コロナウイルスワクチン接種について、基本的な事項をお話しさせていただきたいと思います。住民の方へのワクチン接種につきましては、予防接種法第６条第１項に定める感染症の蔓延予防上緊急の必要があるものとして、臨時に行う予防接種であって、国の指示により市町村が実施主体となって実施するものです。令和３年２月16日に発出されました指示では、このワクチン接種の対象者は、町内に居住する16歳以上の方、そして接種時期は、令和２年２月17日から令和４年２月28日まで、そして使用するワクチンは、薬事承認を受けたファイザー社のワクチンであることが明記されています。また、接種費用については、全額公費負担、つまり自己負担はなく無料で受けられることとなっており、接種回数は２回で１回目の接種から概ね３週間後に２回目の接種を受けることとされているところであります。

そこで、本町では、医療機関も少ない反面、高齢者が多いことから、医療機関での個別接種のほか、町内の公共施設を会場とした集団接種を行うこととしたところであります。具体的には、奈古地区では町民センター、宇田郷地区ではふれあいセンターを会場として、そして福賀地区につきましては、福賀診療所での接種となります。また、接種は原則として、居住地の市町で受けること

となっていますけども、基礎疾患等の治療中など町外の病院等に入院している場合には、例外的に町外での接種も可能ではあります。又、接種を受ける際には、よくクーポンと言われますが「接種券」ですね、「接種券」が必要となりますが、この接種券につきましては、各個人宛てに郵送することになりますが、本町では、これに先立って、ワクチンの確保や集団接種の実施スケジュールの調整のため、今週末を目途に、高齢者の方へワクチン接種の意向調査を郵送で行うこととしているところであります。こうした中、市原議員は、ワクチンに対する不安という住民の声を取り上げておられますが、中国の湖北省武漢市で集団発生した原因不明の肺炎の原因が、新しいタイプのコロナウイルスであると同定されてから１年足らずで、アメリカ・ファイザー社とドイツのビオンテック社が共同開発した新型コロナウイルスワクチンの有効性が認められるとして、日本でも２月14日医薬品医療機器等法に基づく「特例承認」が行われたところであります。通常ワクチンは、基礎研究から接種開始までにだいたい10年程度かかることもざらにあることから、開発から特例承認までの期間の短さに懸念を示される方も多いことはある意味当然かもしれません。国内で始まった医療従事者への接種においては「重篤な副反応」つまり、先ほどもありましたが接種によるアナフィラキシーショックの事例も、今朝のニュースでは全体で合計で17例あるというふうな報告もされておりました。こうした中、ワクチン接種に係る判断につきましては、評価の確定が出来ていないことや実使用実績が乏しい中で接種を実施していくことを踏まえて、予防接種の安全性や有効性等についての情報量に制約が生じる可能性があります。予防接種法第８条第１項、そして第９条第１項は、予防接種の勧奨及び予防接種を受ける努力義務を定めておりますけども、こうした状況を踏まえて、改正予防接種法附則第７条第４項で、必要に応じ例外的にこれらの規定を適用しないことを可能としております。従いまして、町といたしましては、対象となる住民の皆さん全員に受

けていただくよう勧奨はいたしますが、接種は、あくまでも本人の同意が大前提であり、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方をよく理解した上で、ご本人に判断していただくこととなるというふうに考えております。また、本町においては、健康福祉課の保健師が、住民の皆さんの不安に寄り添った対応に努めて参ることは勿論でありますが、ワクチン接種に対する正しい情報を提供していくことも行政の責務であると考えております。この点につきましては、直接、個人へ通知する場合も含めて広報、ホームページ等で適宜情報発信し、ワクチン接種を出来るだけ多くの方に受けていただけるよう努めて参りたいと思っております。なお、ワクチン接種に関する疑問や副反応に関する専門的な相談に対しましては、山口県が電話相談窓口を開設しておりますので、こちらの案内も合わせて行っていきたいと思っております。私の方から、以上であります。

○議長　健康福祉課長。

○健康福祉課長　市原議員のご質問の阿武町におけるワクチン接種の今後のスケジュールについてお答えいたします。

先ほど、町長が答弁で触れておりますが、このワクチン接種の際には、接種券をご持参いただくこととなっております。広報あぶ２月号の記事において、高齢者の方、一般の方と区分し、接種券の郵送時期について掲載しておりますが、現段階での住民全般にわたる接種計画について説明いたします。ワクチンの供給量によっては、変更も有り得ることを予めご了承ください。

まず、高齢者への接種計画について説明いたします。本日、令和３年度中に65歳に到達される方も含めた高齢者の方に対し、ワクチン接種の意向調査表を発送いたします。今週中には対象者のお手元に郵送される予定となっております。この意向調査は、接種の希望の有無や接種をどこで受けられるのか、又、町内の集団接種会場で接種される方については、接種の際の送迎便が必要かどうか

を調査させていただくものでございます。この調査で、ワクチン接種を効率的に実施し、なるべくワクチンが無駄にならないようにすること、交通弱者への送迎便の効率化を図り、高齢者の優先接種が円滑に実施されることを期するものです。お手元にこの調査表が届きましたら必ずご記入の上、ご返送いただきますようお願いいたします。３月末には、高齢者の皆さんへ接種券と予診票及び個別接種出来る医療機関のお知らせ等を個人ごとに郵送いたします。４月中旬以降には、接種を受けることができる萩医療圏内の医療機関の接種開始時期を防災行政無線、広報紙、町のホームページなどでお知らせいたします。医療機関での接種をご希望の方については、各医療機関へ直接予約をしていただくことになります。接種意向調査で集団接種を希望された方へは、接種開始の１か月前には、接種日時等を記載した接種案内ハガキを郵送いたします。接種日時を変更される場合は、健康福祉課へご連絡をいただき、改めて日時を決定させていただくことになります。４月下旬には、町内の高齢者福祉施設の入所者への実証を兼ねた優先接種を実施いたします。５月中旬から本格的な高齢者への接種を開始することとしており、集団接種会場となる町民センター、ふれあいセンターは水曜日に午前と午後の一日、木曜日に午前中を基本として実施いたします。福賀診療所では、基本的には火曜日から金曜日までの診療日の午後１、２時間を目途に実施いたします。この計画では、高齢者の集団接種の最終組が２回目接種を完了する見込みは、７月中旬となります。

高齢者以外の方への接種を開始する時期は、この高齢者の最終組の２回目接種前の７月上旬と予定しています。高齢者以外の方への接種券の発送は、ワクチン供給量の状況を見ながら行うことになりますが、５月以降となる見込みです。高齢者への接種券発送に合わせ、３月29日には、阿武町の新型コロナワクチン接種相談窓口を健康福祉課内に開設することとしています。この相談窓口において接種時期や接種券の再発行、集団接種の予約変更等、主に接種手続き

に関するご相談を承ることとしています。電話のほかＦＡＸでのお問い合わせにも対応可能でございますので、住民の方への周知をしっかりと行っていくこととしております。なお、視覚障害者の方への接種意向調査及び接種のご案内につきましては、電話又はご自宅への訪問により行うこととしております。当分の間は、ワクチンの供給量により日程等の調整を行いながら、接種計画を進めていくことが予想されます。住民の皆さんがご不安になられることがないよう、適宜、正しい情報を発信して参りますので、ご理解をお願いし、私の説明を終わります。

○議長　１番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（１番、市原　旭議員「はい」という声あり。）

○議長　はい、１番、市原　旭君。

○１番　市原　旭　丁寧な説明であったと思います。町では非常に早い３月の５日の時点でホームページでワクチン接種について詳しく告知をされております。最近特に思うんですが、ホームページの利用がすごく早くて、しかも詳しくて分かりやすく書いてあることに大変うれしく思っております。当然あのホームページだけではなくてウェブ環境のない方に対する周知もこれからしていくというふうに言われてましたので、大丈夫とは思いますけれども広報での周知或いは封書や接種券などの際には問診票も又郵送されるとのことでありました。接種までのスケジュールが大変あの短いというかタイトな状況にあるようにも思いますので、くれぐれも周知漏れのないように、又、トラブルが起きないように重ねてお願いをしたいと思います。「新型コロナウイルスワクチンについて」というホームページでのＰＤＦのチラシを見て思ったのですが、接種の同意の中で「職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようにお願いします。」と書かれてありました。大変大切なこというだというふうに思います。新型コロナ感染者は

我が国でも44万人にも近くに及び、又、死者数は8,300人を超えておるというふうな報道があります。このような状況下でワクチンは唯一の希望の光のように思います。ただ不安に思われる方の相談にも十分に答えていただける体制作りをなおいっそうお願いをいたしたいと思います。未知なるウイルスである部分も未だにあります。変異株といった状況も又あります。分からないことはイコール不安であるというふうに思います。今は正しい情報を得て正しく怖がるが最も大事なことだというふうに思います。先ほど課長の方からありましたけども国や県や萩市とも情報を享受して情報の窓口を広く持っていただいていることは大変心強く思いますし、町でも又プロジェクトチームのように対応していただけているということであります。町民の不安に答えられるという体制を今作ってらっしゃるとは十分思いますけれども、即答は難しくとも調べてでも返答して差し上げる、或いは相談先を教えてあげるといったような、課長からもありましたが、又、町長からも言われましたけども、寄り添うという気持ちが今一番大事かなというふうに感じております。町長何かありましたら、ご答弁いただければと思います。

○議長　町長。

○町長　今、接種のスケジュール等につきまして課長の方から詳しく申し上げましたけれども、実は、このやり方が一般的ではありません。通常の場合は、皆さん方ニュース等で見られる時は、コールセンターに皆さん方がお電話をされて予約をする、そういうふうなのがごく一般的で国から示されておる方式であります。そうしますと私、これを聞いた時に阿武町でこれが本当に機能するか、そして又多分ですね、接種日希望日が集中したり、こう山が出来るんですね。当然自分のやりたい時を希望されるわけですから。そうすると一人ひとりのやりたい時にやることが本当に出来るのかどうなのか、そして更に例えば接種券をクーポンを郵送したとした場合、早く例えば３日前に着いた人はすぐコ

ールセンターに、そうすると空いているからこの日でオッケー、じゃあ３日後に着いた人はコールセンターに電話しました。あ、ここも塞がってます、ここもダメですという話になる。そうすると、うちの家は、お隣は昨日着いてもう予約した、うちは今日着いた、予約したらもうダメだった、そういうややこしい話が出てきます。そして更にコールセンターでも何人が対応するのか、阿武町の対象者全員にやった時にコールセンターに何人のスタッフがいるのか、そうすると大変必要以上の大きな負担と言いましょうか、労力がかかる、調整のための労力が莫大なものがかかるというふうなことを思いまして、阿武町方式でいこうということにしました。その一つの例が税金の申告、今やっています。これを参考にしていこうじゃないかと。そうすると例えば何々集落については何々自治会の範囲はいついつ基本的にはいついつにやってくださいよと。そうすると今日接種の日だからお隣のおばあちゃんちょっと行くから乗っていかんかね、とそういう話もある。そうすると、町の方もそういった方に対する足の確保が少なくて済むということもメリット、地域内で助け合っていただくことで、そういうふうなことで会場への送迎がある程度少なくて済む。そうするとマンパワーも他の所に、という話もあって、今の税金の申告のやり方を一つ参考にしていこうと。そういうことによって色々な調整、保健師が調整するって言ったって少ない保健師が皆調整するわけにはいきません。そうすると役場の職員全員がかかるかというふうな話になりますけども、なんせスパンが広いものですから現実的にはなかなか難しいということがありますから、色んな事をスタッフというかプロジェクトチームで私も含めて色々協議した中で今の阿武町方式というようなものを見いだしてやり始めたということでありまして、変な話でありますが、私は阿武町らしい今のやり方だなというふうに思っておりまして、もちろんこれが全国で通用するわけではありません。阿武町だからそして阿武町の今言う税金の申告を集落ごとにまとまってやるという素

地があって、何々集落がこの日に来て下さいよと。もちろん例外はある、当然のことありますけども、基本的にはこういうことをやりましょうということが、やってきましたから多分これについて何を強制するんだというふうな話は多分ないと。もちろんその例外はある、当然出来るわけですから。そういったことで今、やっぱり日常的な色んな町の仕組みの中でこういった阿武町方式、こういった時にはそういったものも国が示す方式とは又別の方式でやっていくことが定額給付金の時も同じだったわけですけども、或いは電算で打ち出してやるという話でありますが、阿武町はそんなことをしておったら間に合わないと、一刻も早く皆さん方にお届けするのが大事ではないかということで阿武町方式でやりました。ですから県内で一番早く給付も完了したということでありますし、そういうふうなことがありますので、今後も色んなこのことだけじゃなしに色んなことについて私はこの小さな3,200人の町でありますけども、その町の特性を生かしながら、そして今まで色々培ってきたノウハウを生かした中で色んな物事を進めていけたら、一番それが住民に寄り添う町づくりじゃないかなというふうに思うわけであります。以上です。

○議長　１番、再々質問はありますか。

（１番、市原　旭議員「はい」という声あり。）

○議長　はい、１番、市原　旭君。

○１番　市原　旭　再々質問というわけではありませんが、締めに一言だけ。まず意向調査をされてスケジュールを作ってそれから阿武町式の小さな町だからこそ出来る接種方法ということ、今から念頭に入れていかれるということで、まずはそれがうまくいきますように祈念しますと共に一日も早い普通の生活に戻れることを祈りまして、私の質問を終了したいと思います。

○議長　以上で、１番、市原　旭君の一般質問を終わります。

○議長　ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休　　憩　　９時40分

再　　開　　９時48分

○議長　休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に、５番、清水教昭君、ご登壇ください。

○５番　清水教昭　本日の阿武町議会定例会にご出席の皆様、阿武町議会議員の清水教昭です。さて、これから一般質問を行いますのでよろしくお願いいたします。質問事項は大きくまちづくりの一歩は今ある遺産を知り温めて発信をしていくことが大切ではないか、で進めます。

日本全国に、山口県に、そして阿武町に、そこには何億年と育まれた自然環境、動植物の生存環境があります。又、今から2,000年から4,000年前にかけては、人類が作り出した社会環境の遺跡、神社仏閣、生活風土の伝承が文化財として受け継がれています。当然、阿武町には手の届く範囲で、夢と希望をつなぐ明るい未来の歴史が開かれています。そこで、阿武町役場ホームページを開くと、盛りだくさんの情報が内蔵されています。ホームページに入り、「暮らしの総合案内」、次に「まちを知る」、そして「観光」に入ります。そうすると「宇田郷エリアの見所」では、宇田八幡宮、御山神社、興昌寺、三穂神社、ＪＲ惣郷鉄橋、たたら遺跡、姫島の７か所が紹介をされています。「奈古エリアの見所」では、法積寺を含めて８か所があります。「福賀エリアの見所」では、宇生賀盆地を含めて９か所があります。今回は、ここに視点を置き、質問をいたします。

①「仮称：阿武町版ＤＭＯ観光推進協議会」について。

阿武町役場のホームページを見ていると、新着情報で阿武町版ＤＭＯ観光推進協議会の説明会申し込み案内が掲載をされました。阿武町の住民は、この対応がすぐには出来ないので、今回の一般質問でお聞きします。その一つ、「協

議会の創設、経緯、今後の展望について」です。阿武町の観光を考えた時に、過去に色んな取り組みがされてきました。それが今回、このような大きな切り口でスタートしようとしています。説明会の当日は、種々の企画があると考えますが、ここで要点を絞り込んで、創設の背景、ここに至った経緯、そして今後の展望をお聞きします。次が「観光庁の重点支援ＤＭＯで観光庁と萩市との連携について」です。2020年８月に観光庁は重点支援ＤＭＯ32法人を選定し、すでに発表しました。この全国での32法人の中に山口県では唯一無二「萩市観光協会」が選ばれています。そこで、この時点で考えられる観光庁と萩市観光協会との連携について、どのように考えておられるのかお聞きします。次は「協議会の組織体制について」です。この組織体制を作ろうと考えれば、それなりの事前協議がされ、アバウトな概要が出来て柔軟に対応がされると思います。この体制の位置付けと構成人数とメンバーの対象者属性をお聞きします。

②「惣郷鉄橋の撮影場所又は海辺の環境整備について」です。

ＪＲ山陰本線に架かる惣郷鉄橋は昭和７年完成、全長189ｍ、鉄筋コンクリート４柱ラーメンスラブ式の美しい鉄道橋です。鉄道写真を撮るのが好きな人を「撮り鉄」といいますが、最高のロケーションです。そこで、撮影ポイントの提供と安全管理の実施です。撮り鉄が好きな五能線は、青森県川部駅と秋田県東能代駅を結ぶ全長147.2㎞です。日本で初めてのユネスコ世界遺産（自然遺産）に平成５年に登録された白神山地と日本海の海岸沿いの間を走っています。ここでの絶景スポットは超有名です。そこと同じように惣郷鉄橋にも両側にあります。須佐駅側は、個人の山の中腹にありそこへの山道を勝手に造り、カメラの設置場所も無断で用意し邪魔になる木々を傷つけています。宇田郷駅側は、岩肌に無理やり道を造り撮影ポイントを用意しています。足を踏み外すと滑り落ちます。石が落ちれば下に居る人が危険です。従って、両側の持ち主に相談をし、借用の料金と安全な道と場所が提供出来ないのかお聞きします。

次が、海岸沿いに寄る漂流物の回収時期と調整についてです。国道長浜パーキングから見下ろす列車は、尾無漁港をバックにして最高の撮影ポイントになっています。しかし、そこにある石ころの海岸線と惣郷鉄橋の海岸線には漂流物がたまります。折角うまいタイミングで撮影を行っても評価が半減します。よって、花が咲く季節、海と空の青が輝く時期、連休が発生する時などで回収が出来ないのか、お聞きします。

③「宇田元浦漁港にある、波止場の緩んだ石組みを崩壊前に組み直すことについて」です。

島根県美保関町の美保神社より勧請してきた三穂神社があります。そこには1700年代に防波堤をつくり、昭和時代には繋いで伸ばしました。ここには小中学生の遠足や釣り人が楽しんでいます。そこで波止場の先端の石組みが崩壊寸前。自然石で出来た波止場は、三穂神社と相まって素晴らしい景観です。写真のスポットにすればこれまた最高の極みです。しかし、波止場に隣接して波消しブロックで波止場が出来ました。この間に波が打ち寄せ石組みの緩みが進みました。そこには船を止める「係船柱」又は「係留柱」が５柱ありますが、一番先にある係船柱は石組みが緩み倒れています。人間が石に挟まれると超危険な状態です。どのように対応されるのか、お聞きします。

④　国道長浜パーキングからＪＲ宇田郷駅にある日本海の景観を、コバルトブルーに戻しては。

長浜パーキングから、ＪＲ宇田郷駅に向かって300ｍぐらいの直線コースの国道があります。国道が出来た時は、海側の法面は雑木が無く、日本海の景観が望めて、海の青と空の青が「コバルトブルー」で、文句なしの絶景でした。そこで、直線コースの法面にある雑木の伐採です。インフィニティープール（無限の青が果てしなく続くプール）を生み出したのが、建築家のジェフリー・バワです。プールの先に何も無く、海と空に繋がっているような景観、又は構造

のプールをスリランカに作ったのが始まりです。今では世界の有名なリゾートには、この建築構造が組み込まれています。さて、この演出を作れるのがこの直線コースです。この法面は国土交通省の敷地になります。地方創生からも、阿武町の新しい観光の目玉を呼び戻すために、伐採の協力が出来ないのか、お聞きします。

⑤　阿武町女性団体連絡協議会作成の「おいでよ！阿武町」の暮らしの地図活用についてです。阿武町の女性団体連絡協議会は、素晴らしい事業をされて、後世に成果を残されました。タイトルが「地元のオバチャンが教える阿武町暮らしの地図」です。何とも言えない響きのある温かさが湧き出て優しさが浮かんできます。ありがとうございました。そこで、阿武町をアピールする最善の策について。この地図を活用することが最高のプレゼンテーションです。これの前にも後にもありません。次のステップは、女性の皆さん方を支えるＤＭＯ観光推進協議会の構成メンバーです。早いようですが、この地図の活用方法の策について、お聞きします。「この組織のメンバーに諮ります。」というような答弁ではなく、中身のある答弁を期待しています。

以上、質問内容は大きく５点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長　ただ今の５番、清水教昭君の１項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　ただ今、清水議員から５点のご質問をいただきましたので順次お答えをしていきたいと思いますが、質問の通告内容が多岐にわたり、又、第２項目目の質問もあるようですので、簡略にお答えしたいというふうに思います。

まず「選ばれる町」になるための主要プロジェクトの中に、「まちの縁側推進プロジェクト」があることは、ご案内のとおりであります。そして、まちの玄関である「道の駅阿武町」に訪れる40万人ものお客さんをベースに来訪者の滞在時間を伸ばし、移住・定住・関係人口を増やすと共に、地域内消費の拡大

や町内循環による町の活性化のため、道の駅側に、道の駅のそばに滞在型交流拠点のキャンプフィールド、そしてビジターセンター、ジオカフェ等を現在整備しているところであります。そして、この「まちの縁側推進プロジェクト」を契機として、これまで阿武町に少なかった「観光客」の増加が見込まれますが、これを受けて、各地域内の関係者が一丸となって観光事業に取り組むことで、より相乗効果が生まれることから、「観光事業」を統括する組織について検討を進めてきたところであります。事業者が、組織を作って連携していくことは、マーケット情報の共有や、それに基づく商品開発、情報発信力の強化が図れるほか、国や県の補助金が受けやすいというふうなメリットもあります。重要なのは、安定した財源の確保と、各地域の「稼ぐ力」を引き出すこと、そして、明確なコンセプトを持った観光地域づくりであります。又、主体は行政なのか民間なのかということでありますが、この点につきましては、行政だと公平平等なサービス提供が出来るということがありますが、その反面責任の所在が曖昧となり、一方で、民間でありますと主体的に行動しなければ利益を生みづらい反面、自らの力で利益を創り出せるため、責任感が生まれ持続的な運営が可能になる。更に「やる気」のある人が自主的に動ける。阿武町の魅力をより強く発信出来るなど、議論の結果「民間主体」との結論に達したところであります。

ここで、観光地域づくり法人「ＤＭＯ」（デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション）と、「観光協会」の違いについて若干触れておきたいと思います。まず、行動原理でありますが、観光協会は「事業者視点」であるのに対し、ＤＭＯは「顧客視点」であると言われております。事業者視点であれば、「誰も反対しない」取り組みしか出来ないのに対しまして、顧客視点であれば、ターゲットとなる顧客を「刺せるか」、その人に「刺さる」かということが判断基準となります。又、阿武町は人口規模が小さく観光資源に恵

まれた観光都市とは性格が異なることから、観光庁が登録する正規の「ＤＭＯ」ではなく、小回りの利く、あえて「阿武町版ＤＭＯ」ということで、「（仮称）阿武町版ＤＭＯ観光推進協議会」という名称を使っております。又、事務局は（株）あぶクリエイションの観光部門と地域おこし協力隊が担うという計画であります。そして、当初は任意組織でスタートし、将来的には法人化、或いは一般社団法人、或いはＮＰＯといったものを目指したいと考えております。なお、役場や商工会、そして農協、漁協、森林組合等は、あくまでもオブザーバーとしての参加とし、あえて口は出さず、制度や仕組の中で関係する分野につきましては関わるというふうな感じでいきたいと思っております。財源は、会員からの会費でありますが、この他に町からの活動補助金と事務局の（株）あぶクリエイションのマンパワー負担ということもあろうかというふうに考えております。又、近い将来は、体験プログラムの仲介手数料等の徴収もしていくということも想定をしております。なお、ＤＭＯの主な業務内容は、事務局は、道の駅及びキャンプ場の来客者の情報収集・分析、協議会の開催セッティング、勉強会の開催、広報活動などであります。又、会員は、観光戦略、阿武町観光のブランディング、又観光商品づくり、観光コンテンツ、ツアー、プロダクトづくりなど想定をしております。現在、町内の40余りの個人、団体に説明に回っておりまして、大方の方が参加の意向であり、この３月22日に全体の説明会、４月には参加意向の方々と設立準備会を開催し、５月には協議会の設立総会を開催する方向で調整を進めているところであります。

「萩市との連携」でありますが、本町も「萩ジオパーク」の構成員でもあり、「萩市観光協会」からも、内々、連携の打診もいただいているところであります。又、キャンプフィールドにつきましては、監修が（株）スノーピークであることから、マスコミやアウトドア専門誌への求心力が高く、全日空のアウトドア商品「空キャン」や、アウトドアの専門誌、小学館の「ビーパル」、或い

は昭文社の「マップル」等からの連携提案や無料広告記事掲載も増えている状況であります。又、広域の「ながと路観光連絡協議会」や「萩・石見空港利用拡大促進協議会」などとも連携する予定としております。

次に、２点目の「惣郷川橋梁の撮影場所、海岸の環境整備について」でありますが、惣郷川橋梁は、正に阿武町で１、２の風景の撮影ポイントであり、最近では、通常の写真のほかＳＮＳ、インスタグラムなどでも多く登場し発信されています。先日（２月25日）も、ＮＨＫの朝の情報番組「あさイチ」で、日本海に沈む真っ赤な夕日と列車がバックの写真が山口の絶景として紹介されましたが、早速、役場に「あの素晴らしい場所はどこですか。」というふうな電話もあったようであります。又、ＪＲのカレンダーやホームページのトップを飾るほか、色々な旅番組でも紹介され、山陰本線沿線の１番の撮影スポットとして人気を集めていることは正にご案内のとおりであります。こうした中、実は、平成29年度の惣郷自治会の「まちづくり懇談会」の場で、惣郷川橋梁に来る人の中にマナーの悪い人がいて、地元としては正直あまり来てほしくないというふうな相当数の意見がありました。惣郷川橋梁はインスタ映えスポットで、多くの人は県道沿いで、夕日や列車をバックに撮影をされますが、所謂先ほどの「撮り鉄」と言われる鉄道写真マニアの中には、先ほどもありましたが角度のある「構図」を求めて、ご指摘の民有林に無断で上がったりして撮影されている方もおられるようです。こうした中で、最近改めて、このことについて地元の方にも相談してみましたが、最近は木の伐採までしているような人はいないようですが、やはりあまり歓迎はしないとの地元の意見でありました。清水議員からは、阿武町観光推進のため撮影のための道をつけてはどうかという趣旨のご提案でありますが、当該場所は急峻で、土質的に足元も悪く、地元の意向も先ほど申し上げましたように「歓迎はしない」というふうな意向であり、現時点では難しいと言わざるを得ないというふうなところであります。

次に、尾無の浜や惣郷川橋梁の下の漂流物の問題でありますが、ここは、その海岸の地形から、風波により漂着ごみが特別に多い場所でありますが、折角の美しい景色を著しく損なっているのでどうにかならないかということであります。これにつきましては、地元自治会の皆さんによる定期的なごみの回収が行われ、毎年７月には「アイ・ラブ・あぶ町クリーンアップ大作戦」の際に、地元住民や地元業者、或いは行政がタイアップして海岸周辺の一斉清掃とごみの回収も行っているところであります。又、県の補助事業「山口県海岸漂着物等地域対策推進事業」これを活用して、令和２年11月には尾無海岸の漂着ごみの回収・撤去を実施したところでもあります。惣郷川橋梁や尾無の浜にかかる撮影スポットは、阿武町の顔として大変重要であると共に、美しい海岸線の景色や環境保全は、地元住民が誇るふるさとづくりにも繋がります。こうした中で、令和３年度にも県の補助事業がありまして、実は既に惣郷地区海岸の漂着ごみの回収・撤去もこの予定の中に組み込んでおりますので、今後、実施時期について地元自治会、委託業者との調整を行った中で、実施して参りたいというふうに思います。

次に、３点目の「宇田元浦漁港の波止場の石組みの改修」であります。この元浦の防波堤は大正初期に築造された捨石堤で、漁港台帳では「Ｆ元浦防波堤」という名称になっていますが、築造から110年もの長きにわたり元浦の港を守ってきた、極めて強度に優れた堅牢な防波堤であります。私も、この巨大な自然石を利用した威風堂々たる姿は、風情ある三穂神社をより一層引き立たせ、景観的にも大変優れた防波堤であると思っております。そこで、ご質問は、この「Ｆ元浦防波堤」の先端にある係船柱が倒れており、このことは沖側の消波ブロック構造の「元浦防波堤」の影響により「Ｆ元浦防波堤」の築石が緩んだのではないか。又、係船柱の倒れた箇所は穴が空き、立ち入った人が危険であるとのご指摘であります。実はこの「Ｆ元浦防波堤」については、平成25年度

に専門業者による現況調査を行いました。結果は、施設全体を通して構造的な変状はなく、築造から110年経過したにも係わらず良好な状態が保たれているとの結果でありました。このような中、議員の質問を受け、改めて担当課に現地を確認させましたが、特に石組みのズレや崩壊等はなく、更に当時の調査資料と見比べたところ、先端部分の係船柱は、平成25年度の調査時点において既に転倒していることを確認したところであります。従って、防波堤自体の状態は、調査当時と比較しても特に変わっておらず、現状において崩壊等の可能性は低く、町としても早急な対策は必要ないと考えているところであります。又、同箇所は穴が空いている状態で、小中学生の遠足や魚釣り等で立ち入る人が危険とのことでありますが、漁港施設、特に防波堤については総じて危険な所が多いことから、安全に魚釣りができる場所ではなく、増して子供たちが安心して遊べる場所でもありません。利用者は、もし利用するならばあくまでも自己責任において利用されているものと考えています。

次に、４点目の「長浜パーキングからＪＲ宇田郷駅までの日本海の景観」についてであります。益田から萩に向かう時に、実際に海が見え始めるのは惣郷の長浜からであることや、海を併走する距離も阿武町が最も長いことから、本町のこの区間がコバルトラインの美しさを代表しているといっても過言でありません。そこで、ご質問は、長浜のパーキング付近からＪＲ山陰本線の跨線橋までの間の国道海側の法面の雑木を、景観確保のために除去できないかとのことであります。そこで、今回の提案を受けて、改めて国土交通省の河川国道事務所萩分室にその旨を相談させたところでありますが、通行の妨げ等になるもの以外の経費の支出は大変難しいという回答でありました。ただ一方で、町の経費で伐採したい旨の申請が出た場合は、処理後の法面崩壊等の防止工事をする等を条件にすれば、許可を出す可能性はあるとの回答でありました。ただ、実際に雑木を処理するには、更にたまたま法下にＪＲの軌道があり、又、伐採

後の法面処理、伐採木の搬出等の際の国道の交通規制等、相当な経費が想定されます。又、景観を阻害する雑木はここ191号だけではなく、例えば県道益田阿武線など、町内には他にもたくさん存在します。仮に、これらの一部を町の経費で実施するとなれば、より大きな負担が必要となり、又、人それぞれの考え方により、何処が優先するかということでもあり、ことは簡単ではありません。現状で町がこれを実施するということは現時点では難しいと言わざるを得ないというふうに思います。

最後に、５点目の令和元年度に女性団体連絡協議会が作成された「「おいでよ！阿武町」のマップの活用策について」であります。このマップは、本当に良く出来ておりまして、阿武町の魅力、観光スポットなどを自分たちの目で見て触れて確認し、町の自然、風景、生活など町の３地区を女性目線で取材し作成されたもので、阿武町に興味を持つ人や阿武町へ移住・定住を目指す人に対し、観光マップ的に配布した上で阿武町をアピールするために大いに活用させていただいているところであります。阿武町を知らない方に対する会話の取っ掛かりにもなり、阿武町暮らし支援センターshibanoや農林水産課の窓口にも備えて、観光案内にも活用しているところであります。こうした中、この秋にはビジターセンターも完成し、阿武町版ＤＭＯも立ち上がって参りますので、まずは、そのメンバーにこういった有効なグッズがあることをしっかりと周知した上で、それぞれの誘客活動等に有効活用していただくようにお願いすると共に、必要によれば増刷、或いは最新バージョンへの改訂、これらも今後検討して行きたいと考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長　５番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（５番、清水教昭議員「はい」という声あり。）

○議長　はい。５番、清水教昭君。

○５番　清水教昭　１点ございます。１つは鉄道の撮影ポイントで、個人の持

ち物の場合借用料金を出して管理というところですが、撮影のポイントを町が借用して提供することで話題が十分にあると考えます。惣郷鉄橋の所ですね。そこで、３年とか５年の時限つきにするとか、又、トワイライトエクスプレス瑞風と合わせて、もし仮に蒸気機関車ＳＬが走ると撮影者がたくさん押し寄せます。その前に再度最善策をメンバーで検討出来ませんか。よろしくお願いします。

○議長　はい、町長。

○町長　まあそういう場所を上手側と下手側というか下手側だけかもしれませんけども、有料でお借りしてはどうかというお話でありますが、先ほども若干申し上げましたように、まず、その場所について借用して作ることは物理的には可能ではないかと思います。ただ、そのことによって当然作る以上は特に下手側の岩肌を上がる方につきましては、相当な工事費がかかり、安全、町が作る以上は、公が作る以上は自己責任ですよという話にはなりません。もしそこで何らかの構造上の瑕疵があったりした場合は当然責任が問われるわけですね設置者が。そうするとですね、中途半端なものは出来ないというふうな話になって、特にあそこの場所は、ご案内のとおり花崗岩の本当に緩い岩場というか亀裂のたくさん入ったいつ落ちてもおかしくないような大きな岩がある所ですから、そこにそういった施設を、特にスポットとなると上がった所にそれを作るとなると、私は経費は相当なものがかかると、安全を確保しながらやっていくとなると相当な経費がかかると思っております。心情的には分かるんです。大変よろしいと思いますし、あそこで撮った写真というのは本当に美しいし、だからこそ鉄道ファンが来られるんでしょうし。ただ、本当に、町が責任をもって安全な施設をあそこに設置するとなったら、私はそう簡単なことにはいかないし、先ほども申しますように相当な経費がかかるというふうに思いますから、ＳＬが来るとか来ないとかいうことは、まあ瑞風でも立派なものと

思いますけどもＳＬが走ればなおさら良いかもしれませんが、現時点では、お金をかけて大きなお金をかけて、あそこに撮り鉄さんのためにそういう施設をあの上に小さなものであっても、そういったものを作るということについては、現時点では考えにくいと言わざるを得ないというふうに思います。

○議長　５番、再々質問はありますか。

○５番　清水教昭　ありません。

○議長　再々質問ないようですので、続いて２項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○５番、清水教昭　２項目の質問事項は、風力発電事業の環境影響評価方法書が住民に寄り添った資料になっているのか、で進めます。

（仮称）阿武風力発電事業の環境影響評価方法書の資料が、令和３年１月29日から縦覧、意見書受付が始まりました。しかし、２月の住民説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止と緊急事態宣言の再発令に伴い中止で延期となりました。よって、今回は、住民説明会の前に「環境影響評価方法書」への作成手続き、文書内容の意味合いについて、行政の関わりとお考えをお聞きします。

①環境影響評価方法書の作成について。前回の12月議会の一般質問において、環境影響評価方法書の住民への情報提供については、対象者が現役を離れた高齢者が大半を占めます。従って、内容に対して相手側とのすり合わせ（もちろんすり合わせは色々なやり方がありますが）についてお聞きしました。その結果が今回の縦覧と配布資料です。そこで、相手側とのすり合わせ実績についてです。資料の中身は充分すぎるほどの内容です。考え方を変えれば、盛りだくさんで相手側の苦労が伺えます。ついては、相手側と何月何日、所要時間、打合せ方法（例えば携帯・メール・オンライン等）、そして回数をお聞きします。

②「（仮称）阿武風力発電事業　環境影響評価方法書のあらまし」の構成内

容についてです。この資料は誰に対して作成をしましたか。住民の目線で読んだ時に、上位目線であり非常に不安と心配を感じました。それは私だけでしょうか。ここで何がいけないのか気づかれましたか。一読をされた行政の立場でお聞きします。

③「（仮称）阿武風力発電事業　環境影響評価方法書」のパワーポイント資料での「対象事業の目的」についてです。その一つが第７次阿武町総合計画での未利用森林資源の利活用。ここで、未来につなぐ環境づくりにおいて、ここの文面が活用されています。「未利用森林資源の利活用」の施策ですら住民は理解をしていません。どのような施策ですか、お聞きします。次が、地元企業へ委託、環境価値、経済価値、社会価値、このような言葉を羅列すると夢と希望が湧いてきます。過去の実績経験値から何が証明できるのか、又、そのすり合わせをしていますか、お聞きします。

④風力発電機の輸送ルートです。荷揚げ港とルートが提示されています。しかし、今後輸送計画を変更する可能性があるとなっています。これには、荷揚げ港の問題、又、道路幅とかカーブの大きさとか色々あります。しかしもっと大きな背景があるのではと考えてしまいます。すり合わせ内容をお聞きします。

⑤風力発電機の超低周波音。施設の稼働により超低周波音の調査があります。そこには超低周波音に対して限界曲線のカーブが描かれています。このカーブがどこでどの様に測定されて誰が承認をされたのかです。このカーブが今回の説明の中で大変に重要なポイントになります。住民の健康を重視するのであれば当然のことながら行政は既に理解をしておられると考えます。お聞きします。

⑥水質の現地調査地点の河川。阿武町には二級水系の河川は郷川・木与川・宇田川・白須川・大井川の５河川があります。そこには本流があり支流があります。支流には別名が存在します。そうした時に表示された図面の中で、二級河川と普通河川での色分け表示は間違いがないですか。もういっぺん言います。

色分け表示は間違いがないですか。詳しく理解をしていませんのでお聞きします。合わせて、この詳細が分かる図面の名称と保管場所をお尋ねします。

⑦景観の調査地点。設定根拠の１つが、展望台など眺望点として不特定多数の人に利用される地点。２つが住宅等の存在する生活環境の場となっています。そこの調査地点が12地点となっています。しかし、考えてみますと尾無集落、井部田集落と田部集落が対象から外れています。ではどうして外したのか。次に眺望点と生活環境を考えると、是非とも対象に入れてもらえないのか、お聞きします。

⑧人と自然との「触れ合いの活動の場」の調査位置。設定根拠は自然体験等により、不特定多数の人に利用されている。又、そこが主要な人と自然との触れ合いの活動の場となっている。ただし工事用資材等の搬出入と地形改変及び施設の存在が対象になっているようです。そこで一つ、御山神社と神宮山の聖域についてです。調査が３地点ですが、その中で御山神社と神宮山があります。ここは山の持ち主は変わりますが、主要な人と自然を考えれば、同じ氏子の領域です。ここはひとくくりになると考えます。なぜこのように分かれたのか、又、特別な意味合いがあるのか、代替え案の追加が可能なのか、お聞きします。次が、調査内容の聞き取りと利用状況についてです。聞き取りになると、主要な人を選定してもしり込みをしてしまいます。又、利用状況でもその時々により把握が困難になります。そこで調査目的を考えた時に、精度を上げるための工夫があるのかお聞きします。以上、質問内容は大きく８点になります。説明会はまだ実施されていません。しかし、前回の町長の答弁では「くれぐれも、町は住民の皆さんと同じサイドで、事業者に対して万全を期するよう意見を申し述べる立場であります。」と述べられました。従って、答弁内容は簡潔でかつ具体的で住民に分かりやすい内容でお答えをお願いします。では町長のお答えをお願いいたします。

○議長　ただ今の５番、清水教昭君の２項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　ただ今、大きく２項目目として「風力発電事業の「環境影響評価方法書」」についてのご質問をいただきました。このことについて、私の基本姿勢は、前にも申し上げたわけでありますが、現在、日本はもとより世界各地で起こっている気象変動に基づく自然災害は、人間の経済活動の結果として、特に産業革命以降の化石燃料の消費、特に二酸化炭素（ＣＯ２）の排出によりもたらされたものであり、脱炭素社会へ向けた国際的な枠組み、「パリ協定」これの目標実現のため、日本国内においても石炭火力発電所の廃止などの代替えのエネルギーとして、太陽光や風力など再生可能エネルギーへの転換が求められているところであり、有形無形の被害を防止し、未来に向けて転換を図っていく、そのことについては、全く異論のないところであります。その上で、風力発電の事業については、設置者である事業者において責任を持って対応され、町は全体を俯瞰して、健康被害や大規模な自然破壊など、住民生活や町土の保全にとってあってはならないことに対して十分な注意を払いますし、意見を申し上げる、そういった立場であります。このことは、町は、懸念に対して指摘する立場であり、業者と決して一体ではないということであります。町長である私が意見を言い、それが県の審議会を経て知事意見に反映され、そして事業者に伝わる、そういった仕組みであります。又、このことについては平行して公告縦覧を通じ、一個人であっても事業者に直接意見が言えるしくみになっています。環境影響評価方法書は、法律に基づき環境アセスメントを具体的にどういった項目、手法で実施するかというものでありますが、ご案内のとおり、今回の場合、届いた原本が 700 ページを超える膨大なものであります。

データの出典で、出典元のデータに間違いはないですかとのご指摘もありますが、今回の件でいえば、事業主体である日立サステナブルエナジー株式会社と

環境アセスメントを行う一財団法人日本気象協会の責任において、事業実施に向けた法的な手続きがなされるものであり、方法書の作成について、立場の違う町とすり合わせを行うとか、そういったものでは決してないことを申し上げておきます。ただ一方で、私の意見や住民の皆さんから出てきた意見の具体的な反映として、住居から出来るだけ距離を離してほしいとかの要望については、今回の方法書に反映されていると思っております。なお、２点目以降の具体的な項目でありますが、これにつきましては担当のまちづくり推進課長の方から答弁をいたさせます。私の方からは以上です。

○議長　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長　２点目の「（仮称）阿武風力発電事業環境影響評価方法書のあらまし」の構成内容についてですが、これにつきましては分かりにくいところもあるかもしれませんが、法律に定める項目に基づいて作成されているところでありましてご理解をいただきたいというふうに思います。新型コロナウイルス感染防止の観点から延び延びになっておりますが、４月に開催予定の住民説明会で事業者の方から分かりやすく説明されるものだと考えております。３点目の「（仮称）阿武風力発電事業環境影響評価方法書」パワーポイント資料の「対象事業の目的」についてでありますが、阿武町の第７次総合計画「選ばれる町をつくる」の第４章、「未来につなぐ環境づくり」の中の、方針 24「環境衛生・美化・保全の推進」、施策 99「地球温暖化対策の推進」の項目で、「未利用資源の利活用・新エネルギーの普及促進」を掲げております。この「第７次総合計画」の策定時点で、具体的に今回の風力発電事業の案件があったわけではありませんし、例えば県内の平生町さん、又、上関町さんのように、町が事業主体として風力発電事業を行う計画でもありませんので、踏み込んだ書き方はしておりません。先ほど町長が申し上げたように、二酸化炭素の排出削減に関する再生エネルギーの普及促進については、阿武町におきまし

ては、具体的な事例といたしまして森林の未利用資源である間伐材の薪や薪ストーブのエネルギーとしての利用、しごとの創出と出口としての利用促進です。いわば循環型の再生エネルギーの自給自足です。小さいけれども、そういう意識づけと仕組みづくりを行っていきたいということでございます。この度は、このような大きな案件が出て参りましたが、世界や国の情勢に従っていくことは、考え方は同じであると考えております。又、地元企業等への工事や委託などによって地元の活性化に寄与し、環境価値、経済価値、社会価値を作るとの表現につきましては、現在平行して風況の調査中であり、やはりその経済性をもっての提案もあろうかと思いますが、他の事例も含め私たちも研究をしているところでございます。次に、４点目の「風力発電機を輸送するルート」についてでありますが、今回設置予定の風力発電機は相当大きな物です。出来るだけ工場で製作して現地で搬入組み立てと聞いておりますけれども、風車の支柱の直径が 4.6m、風車の羽であるブレードはＦＲＰ製ですが、一枚が 50mを超える新幹線２両分よりも長いものです。計画では、貿易港である萩港か、道の駅下の奈古港から国道や県道を経て搬入する計画のようです。これらは技術的な問題であろうかと思いますが、専用のトレーラーで牽引するほか、カーブなどでは専門の機械を用いてロケットの発射台のように立てて運んだりもするようです。新生から惣郷に向かう県道福田下惣郷線は、一部搬入のための臨時的な拡幅もあるようでありますが、床並の洞門も含め途中の雑木の伐採などをすれば、現行のルートで搬入可能なようです。次に、５点目の「風力発電機の超低周波音」についてでありますが、この度の方法書では、民家から最も近い福賀の田平集落で、当初、配慮書段階での 500mから 750m超になりました。ご指摘の低周波の問題は個人差もあり、住民の健康被害の点でも大変難しい問題です。しかしながら何がしかの基準によるとすれば、全国 29 の風力発電施設の周辺 164 地点で測定した「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に

関する検討会報告書」が出典として掲載されていますので、これに準拠して行われるものだと考えておりますし、仮に、それ以上のことが生ずれば、事業者において個別に誠意をもって対応されるべきことだと思っております。次に、６点目の「水質の現地調査地点での河川」について、水質の現地調査時点の河川の図面の凡例に色の間違いはないかとのご質問でありますが、日立サスティナブル及び日本気象協会に確認したところ、出典にあります国土交通省の数値情報、河川データの当該ホームページの図面をそのまま転載したとのことで、ご指摘のとおり県管理の２級河川と町管理の普通河川の色塗りが一部誤っておりました。川は水色ということで、違和感なく見過ごしておりましたが、決して環境アセスの調査項目、又、地点に誤りがあったものではございません。なお、山口県の河川は条例で起点に地番が示されておりますが、昨年６月の一般質問でありましたように、町の普通河川は法定外の施設であり明確な位置は条例で示してございません。従って図面も存在しませんのでご理解をいただきたいと思います。次に、７点目の「景観の調査地点」についてでありますが、ご指摘をいただいた尾無、井部田、田部について、風車がもたらす景観も大きな要素であります。宇田浦などは、今回新たにフォトモンタージュに入っていると思いますが、これらの集落につきましては、家を背にしてあまり視界に入らないとの判断だったのではないかと思いますが、地元としてぜひ必要ということでありましたらこのことについても強く要請をしたいというふうに思います。最後に、８点目の「人と自然との「触れ合い活動の場」の調査位置」についてでありますが、環境アセスの実施主体である一般財団法人日本気象協会に聞きましたところ、アセスの項目として記載したということで、あえて分断したわけではありませんし、今後現地調査次第では一体のものとなることがあるとの回答でありました。以上をもちまして、清水議員の質問に対する２項目目の答弁といたします。

○議長　５番、時間がきましたが、よろしいですか。

○５番　清水教昭　許せるのであれば１問。

○議長　では短めに。時間が来ておりますので簡単にお願いします。

○５番　清水教昭　住民説明会用の説明ポイント、パワーポイント資料が縦覧されましたが、この私が一般質問資料の提出を３月１日に行いました。１月29日の縦覧開始から２月28日までの31日間に目を通されましたかどうかなんです。読みました、読んでいません、で答弁をお願いします。簡単にですね。対象は、今回の答弁書に関わったであろう４名の方に絞り込みます。まずは土木建築課長。そしてまちづくり推進課長。そして副町長。最後に町長でお願いします。よろしいですかね。これを今回の答弁までに読んだかどうかです。ではよろしくお願いします。

○議長　土木建築課長。

○土木建築課長　今の質問ですが、清水議員の質問に対しまして先ほど河川の関係のところについては読まさせていただきました。

○議長　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長　まちづくり推進課は担当課でございます。先ほど申し上げましたもの本編がこれでございます。更にこれに対しての要約書がこれでございます。で、議員各位にお配りしているのがこれでありまして、当然読ませていただいております。

○議長　副町長。

○副町長　正直申しまして、私は斜め読みをした程度です。

○議長　町長。

○町長　私はこのように読んでおりますが、そもそも大変失礼な質問だと思います。あってはならない質問だと、課長とはいえ１人１人の個人に尋問するような形で読んだか読まないかということをここで平気でおっしゃる。私はその

ことに対しては大変な憤りを感じております。神経を疑うぐらいのことを私は思っております。

○議長　以上で一般質問を終わります。

○５番　清水教昭　今の答弁に対して、今町長から見たという答弁をいただきました。（議長、話を中断）

○議長　質問を終わります。

○５番　清水教昭　質問を終わります？　はい。

○議長　ここで、会議を閉じて10分間休憩にします。

休　　憩　　10時52分

再　　開　　11時01分

○議長　休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に、７番、中野祥太郎君、ご登壇ください。

○７番、中野祥太郎　皆さんこんにちは。中野でございます。それでは、通告に従いまして、最初に、高齢者の交通問題についての質問をいたします。

先般、最近高齢で自動車免許証を返還された方から相談をお受けいたしました。内容は、自動車免許証を返還したのはいいが防長バスの定期便やコミュニティワゴンの利用勝手が悪く、奈古地区のタクシーも平日の午前中のみの業務となっており人の移動が非常に不便であるとのことでした。萩市の田万川や須佐地区では、萩市が乗合タクシーを運行していて便利と聞いたが、阿武町でもやってもらえないか、との相談でございました。早速調べてみますと、萩市江崎で開所されている「地域密着型介護サービスぬくもり」が乗合タクシーを運行されていることが分かりました。「ぬくもり」の事業規模は小規模でございまして、阿武町では福賀の「いらお苑」の規模でございました。昨年の４月１

日に運行を開始され、運行体制は、車の提供と事務局を「ぬくもり」が担当をしておられ、運転は４～５名の有償ボランティアが務めておられるということでございます。運行は平日のみで30分間500円の料金を利用者からいただき、萩市は年間80,000円程度の補助でやりくりをしているようでございました。利用者は月当たり５人～15人程度で、ほとんどが益田市の病院通院の往復利用で、病院での待ち時間も料金に加算されるとのことでした。県内の市町では、定時定路線型の乗合タクシーを山口市で導入されています。又、萩市では、令和２年４月１日より防長交通が萩市内のバス３路線を廃止、減便したことに伴い、代替交通として田万川・須佐、三見、吉部、佐々並地区などに「生活バス」の運行を始められておられます。「生活バス」はルートによって料金が無料であったり定時路線の形態を残しデマンド方式と聞いております。利用状況は調査しておりません。花田町長は以前より、バスの運行については最終的にはデマンド方式が良いのではと話されておられましたが、萩市が既に実施されております。しかもルートによっては無料ということで、萩市にやや後れを取ってしまったかなというふうに思っております。阿武町での高齢者の移動は、ＪＲや防長バスの定期便を除けばコミュニティワゴンとなります。このコミュニティワゴンの利用状況を分析してみますと、平成27年の延べ利用者は2,925人の利用があったものが、令和１年では1,040人で５年間に1,885人も減少（マイナス64.4％）しています。１日当りの平均利用者は平成27年が28.1人で、令和１年ではちょうど10人に減少しております。又、コミュニティワゴンの利用者が全て75歳以上の方と仮定すると、平成27年の延べ利用者の2,925人から75歳以上の人口1,057人で割ると１人当り年間平均利用は2.8回となります。これを令和１年の延べ利用者で比べてみますと、利用者が1,040人から75歳以上の人口1,057人で割ると１人当り年間平均利用はちょうど１回となり、５年間で年間平均利用は1.8回減少したことになります。いずれにしても、利用状況は特別

な理由があるのかもしれませんが、単なる高齢者の減少だけでは利用者が減少したものでは無いと言えると思います。高齢者数が減少する中、コミュニティワゴンの運行時間、料金などの改定を行うか、又、新たな高齢者の交通手段を検討する必要があるものと思います。コミュニティワゴンの代替えとしては、田万川・須佐地区で運行されている乗合タクシーを阿武町も導入してみては如何でしょうか。乗合タクシーであれば、利用者は自宅から目的地までの移動のデマンド方式となり非常に利用者に便利になります。今、コミュニティワゴンは年間538万4,000円（令和１年度）の運行費用をかけています。これだけあれば運行日程、運行時間次第では、運転手もボランティアではなく適切な賃金を支払って運行できるものと思います。こんなことを思い、役場内でこの一般質問のデータの収集をしていたところ、福賀地区で、今年の10月頃から乗合タクシーの運行を試験的に実施されるとの情報を得ました。既にこの議会においても令和３年の予算に計上されておられるところでございます。阿武町の75歳以上の現在の人口は令和３年１月１日現在では884人に減少しておりますが、高齢者の交通問題に困られる方は永遠に続くものと思います。又、今から高齢者になられる町長も、私もです、ここにおられる皆様全ての阿武町で住まれる方は、運転免許証返還時に交通問題が生活の持続に大きな問題の一つとなろうかと思います。乗合タクシーの導入は、高齢者の交通問題にとってなくてはならないものになると思われますので、現在高齢者で移動手段に困っておられる方のご意見を良く聞いて、ルート、頻度、料金などを検討した上、ぜひ奈古地区、宇田郷地区も早急の実施を切望するところでございます。以上、質問について町長の答弁を求めます。

○議長　ただ今の７番、中野祥太郎君の１項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　高齢者の交通問題について、「コミュニティワゴンの代替えとして乗

合タクシーによるデマンド交通の導入」をしてはどうかというご提案であります。本町では、平成 24 年度から「誰でもどんな目的でも乗れる交通機関が必要」という住民ニーズに基づいて、定時定路線の路線バス方式で奈古地区と宇田郷地区については週２日、１日３便、そして福賀地区については２コースに分かれてそれぞれ週２日、１日４便のコミュニティワゴンの運行を開始したところであります。ただ、このコミュニティワゴンも、これまで通院や買い物の足として一定の役割は果たして来たところでありますが、運行から 10 年近くが経過しようとする現在においては、その後の一層の高齢化や高齢者人口の減少などにより利用者数も年々減り、中野議員ご指摘のとおりドア・ツー・ドア的な乗合タクシーなどデマンド交通へのニーズが高まっていることも事実であると認識をしております。一方で、コミュニティワゴンを運行するに当たっては、当時も、ご指摘のデマンド的な方法も当然検討したわけでありますが、当時としては、予約受付や配車などのいわゆる「オペレーション」オペレーティングが困難で、仮にそういった専属の人員を配置すれば、大きなコストもかかるというふうなことで、現行の定時定路線のスタイルにせざるを得なかったというふうな経緯もあるわけであります。こうした中、その後の通信、コミュニケーション技術の進展等により、町内全域がほぼ携帯電話の通信エリアとなり、最近はスマートフォンの普及、又、例えば「ＬＩＮＥ」といった、１人対多人数、或いは多人数対多人数など、一斉コミュニケーションツールも手軽に使えるようになって来ましたので、以前よりは格段にかつ容易に受付や配車が可能になってきました。現在は、１乗車 100 円のワンコインですが、コミュニティワゴンの運転手を通じて利用者の声を聞きますと「料金は少し高くなってもより自宅の最寄りまで送迎して欲しい。」又「できるだけ乗り換えがない方が良い。」更に「待合の時間も少ない方が良い。」など、中野議員ご指摘のとおり、切実な声としてタクシー若しくは乗合タクシーのようなニーズが増えてお

ります。先ほど例にあったように、利用者を高齢者に限定するとか福祉輸送のように会員制にするとかすれば運用は容易でありますし、いっそのこと料金を無料にするかという方法もありますが、そこはやはり税金を用いるわけですから、利用者負担の原則を崩すわけにはいかないと思っております。その上で、誰でも何の目的でも乗れるというのは高齢者支援だけではなく、地域のコミュニティの活性化や今後の観光活性化等の面から見ても重要な要素であります。ただ一方で、奈古地区には近鉄タクシーさんが「ふれあいタウンＬ」の敷地内に駐在しておりますが、最近は主な利用者である高齢者人口が減ったことで、乗車数が少なく採算面から平日の午後や土日は運行が難しい。そして近い将来の撤退も視野に入れなければならないような状況にあるなど、受け皿はあるのに利用者が少ないという公共交通のジレンマも生じているところであります。本町のような過疎地域においては、利用者の利便性と需要、供給のバランスを採算面ももって図っていくことが、正に公共交通維持確保の大きな課題であります。

次に、「福賀地区に続いて奈古、宇田郷地区でも同じようなデマンド交通を実施しては」とのことでありますが、ご案内のとおり、福賀地区におきましては、地域における「小さな困りごと」の解決を「互助」の精神で行いたいと、「福賀昭和会」の皆さんを中心に「福賀の暮らしを考える会」が組織され取り組みが始まりました。会では手始めに、より利便性の高い高齢者の交通手段の確保に取り組むこととして交通体系の勉強会や視察も行われ、地域の地形や人もよく知る、そういった地元で運転手を募集され、デマンド方式での乗合タクシーで、福賀地区内は、これは案ですけど１乗車 300 円、町内の他地区へは１乗車 500 円、又、町内限定ですが、紫福のＪＡは対象にするといった方向で話が進みつつあるというふうに伺っております。そして、この方式になりますと、道路運送法上の陸運支局への許認可は、「市町村運営有償運送」という形になる

ということでありますので、形式的には町が運行主体となり、車両のリース代や自動車保険は町が負担し、運転手の賃金にガソリン代を加えた経費から運賃収入を差し引いたものを「運行委託料」として町が負担するといった形になるというふうに思われます。詳細については、現在会と詰めている最中でありますが、年末年始を除き毎日の運行で、運行時間帯も朝６時から夜８時までを想定しているようでありますが、利用者のサービス向上が図られる一方で、利用に合わせた運転であることから、経費的にはこれまでのコミュニティワゴンより少なくなるというふうなことになろうかと思います。もちろん常に動き回っているわけではないということで、デマンド方式ですので、実際の運行は令和３年 10 月から試験運行を開始して、その後ノウハウの蓄積と利用改善を図ることになると思いますが、町としては、これがある程度見込みが立った段階で人口規模や地域特性が類似している宇田郷地区についても母体を組織しそういったものを確立した上での横展開も視野に入れているところであります。ただ奈古地区でありますが、人口規模が 2,000 人と福賀地区や宇田郷地区の４倍ありまして、高齢化率は低い反面、住民気質が若干都市的な部分もありますので、直ちに福賀地区の様な展開ということは正直なかなか難しいかなという思いもあります。又、実際に運行するにしても現行のコミュニティワゴンや福賀地区で想定しているデマンド交通のように車両１台のみでの運行、１台のみというのは難しい。又、コストや人員の面からも単純な横展開は困難であろうと考えておりまして、又、現行の近鉄タクシーさんとの関係もあり、少し時間がかかるのかなというふうな思いがあります。いずれにいたしましても、デマンド交通や乗合タクシーへのニーズの高まりがあることは私も十分承知しておりますが、一方で、「あれもこれも」というわけにはいきませんので、現行のＪＲや路線バス、町営バス、今言った民間タクシー、コミュニティワゴンなどの諸々の背景も考え合わせた中で、最適な交通体系の再編に向けて、更なる検

討を重ねて参りたいというふうに考えております。ただ１つこれは申し上げておかなければならないわけでありますが、現行の町営バスは、奈古地区の道の駅を拠点として、福賀地区、そして宇田郷地区へ結ぶ幹線交通としての位置付けでありまして、防長交通に委託して年間約3,000万円の補助金を支出し運行しているわけでありますが、これがデマンド交通との競合により、仮に乗客が大幅に減少するということになれば、それでなくても一部の町民からは「空気を運んでいる。」との批判もあるわけでありますので、状況によれば減便をせざるを得なくなる可能性があることはご理解をしておいていただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、私といたしましてはそうしたことにならないように、道の駅の魅力の増進や各地域の観光開発など、公共交通を利用するニーズを今まで以上に作り上げると共に、利便性の向上を図る中で、住民の皆さんには、このバスを支えて利用していただくという運動も高めて参りたいというふうに思っておりまして、議員各位のご理解とご協力もよろしくお願いいたしたいと思います。以上で、答弁を終わります。

○議長　７番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（７番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。）

○議長　はい、７番、中野祥太郎君。

○７番　中野祥太郎　今答弁の中で、奈古地区についてはなかなか難しいようなお話でしたんですが、確かに福賀地区と比べると、交通問題というとやはりＪＲが通っているだけ奈古地区が豊かであろうと思います。それと、問題は私思うんですが、私もそうなんですが汽車にほとんど乗らない状況の中で、あんまり変わってこないのかと思うんですが、ただ今言うように奈古地区、例えば私の所では定期バスが通っています。この辺が福賀地区と比べて良いのかなというふうに思っております。まあ今この問題が、問い合わせがあったのが同じ奈古地区の方でございまして女性の方からなんですが、やはり阿武町の行事、

高齢者あたりの行事へたびたび出歩かれるといった方のようで、たまたまその便がちょうど適用しないということのようでした。やはり、今町長がいつも問題にされる自助、共助、公助という問題があって、１人でない家庭についてはですね、夫であったり子どもがそういう足代わりアッシー君をやっていただけるんですが、今その伴侶がない、子どもがないという時の問題が一番大きいかなということであろうと思うんです。だから、それから見るとその時には一番やはり定期便というよりはデマンドということになってくるんであろうと、既に足腰が弱くなっていらっしゃるということが状況にあるのかなということで、そういう状況かなというふうに思っております。ということで、何が言いたいかと言いますと、そういう方が人数も少なくなってくる､それに対して全部充足するというのは本当今町長が言われたとおり難しいと思うんです。だからそれをどうやってという回答を私は持ち合わせておりませんが、十分皆さんの高齢者の方によく調査をされて、それに満足してもらうしかないかなと思うんですが、まあ限られた財政でございますので、全部が全部満足にはいかないと思いますが、一つその中で今高額でも利便性の良い方が良いというお話があったと思うんですが、その生活の高齢者へ対してのそういった問題をどうするかというのが一番大きな問題ですが、今言ったように金額じゃなくて利便性が良い方が良いということの中で、そうすると、コミュニティワゴンになった時に、福賀の方あたりが一番多かったと思うんですが、直接行くバス通路が途絶えたように思うんです。乗り換えをしないといけないということなんですが、そこら辺に大きな問題があるんじゃなかろうかというふうに思っております。ということで、萩市へ直接行く便、まあ生活圏が萩市が一番大きな町でございますから、ちょっと高額でも行けるといった方が便利かなと思います。ということで、ちょっと高額でもそういった方向性に結びつくようなルートを考えていただくというのも一つかなと思います。それと、今出しました病院への通院

が多いというふうに、我が阿武町でも同じと思いますが、これをここであまり論議すると問題が起きるかもしれませんので、そういったことについても協議してもらったらというふうに思います。

○議長　町長。

○町長　今、福賀地区で会の方で検討されていることにつきましては、実質的に毎日利用の要望があるかどうか分かりませんし、例えば１日に３人しか利用しないということであると、その時間帯だけ契約するわけでありますから経費的には、今コミュニティワゴンは乗ろうが乗るまいが１日回っています。それが、その必要な時間だけ運行すればいいわけでありますから、もちろん経費的には相当な軽減が出来るだろうというふうには思っております。そして、又ドア・ツー・ドアになりますから大変住民の方にとってみれば便利になるということであります。そして、それが福賀地区で今からやってみて色々な改善点もあるでしょうから、それらを踏まえた中でこれを宇田郷地区に展開していこうというふうなことです。そして、問題は奈古地区でありまして、今の話にもあるわけでありますが、基本的な部分として、私は今現在考えているのは何とかあの近鉄タクシーさんというものをうまく活用できないかなと考えているわけであります。要するに近鉄タクシーさんでありますと、オペレーションは会社がやってくれます。何もかも手が切れているわけですから、せっかくあるものを辞めるというのは、辞めるわけではないんですが、将来的には採算が合わなくなれば撤退はやむを得ないことになるわけでありますから、これをどういうふうに活用していくかということを、まず考えるべきではないかと思っております。それについては、担当課の方と私の意見をいくらか述べておりまして、それを今からしっかりと検討していくわけでありますから、いずれにしても、新たなものを生み出すということはある意味簡単ではあるんですけど、今あるものを有効活用してどうして最小の経費で最大の住民に対するメリットを差

し上げられるかということは考えていかなければならない。その中には、今あるものを改良、改変して使っていくというのが、私は現時点では一番そぐっているかな、経費的にも安くつくのではないかな、そして今タクシーさんは当然ドア・ツー・ドアで行きます。そして直接萩へも行きます。というふうなことでありますから、今後その料金のことを近鉄さんとの話の中でやった中で、とにかくそういうものをまずベースにした中で、何かうまい仕組みが構築できないのかなということでありまして、今からしっかりと検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長　７番、再々質問はありますか。

（７番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。）

○議長　はい。７番、中野祥太郎君。

○７番　中野祥太郎　費用負担が個人にいく時に、まあ近鉄タクシーさんが予定される等々ありましたら、又補助金等ぜひぜひ検討していただいたらと思います。それで、話は全く違うんですが、やはり、今の自動車の免許証を返還する時、５年くらい前にもやっぱり同じようなお話を聞いたんです。その時は、病院への通院ということでしたが、その時齋藤医院さんから利用者あたりも聞いて、ちょっと今それは置いておきましょうということで納得してもらったんです。その方にこれが問題が又起きた時に最近バスはどうですかと聞きましたら、「はあええいね、あの時は免許証がなかったから困っとったほいね。」という話でした。ということで「今はええよ、落ちついちょるよ。」という話で、一番問題が起きるのは免許証の返還時期であろうと思うんです。その時に、ハードでなくてソフト面で親切に免許証の返還の時に大きい紙で要するに運行時間、阿武町でやっている色々な交通バス或いはデマンドやるか乗合タクシーをやるか、そういうこうこうですよと親切に丁寧にそういうルートを教えてあげたら非常に和らぐんじゃんなかろうかというふうに思います。ということで

検討をお願いします。

○議長　町長。

○町長　確かに免許証返納者はだんだん増えてきておりますけど、やっぱりテレビあたりでそういったＰＲもやっておりますので増えてきておるし、皆さん方も色々な事故あたりのことを気にされて返納されるわけでありますから、今おっしゃいますような、その時にじゃあどうするのよというふうな話につきまして、しっかり説明が出来るような資料あたりも出していきたいと思います。そして、実際に、もう何人かいるでしょうが、もともとタクシー券ですね、タクシー券の配布をやっておりますが、実際には奈古地区のとこしか、タクシーがいないものですから福賀地区、宇田郷地区の人は大変使いにくいと、使えないというより実質使えないというふうなご意見もありましたから、２年くらい前ですかね、そういったことを受けましてコミュニティワゴンでも使えるように、まあ要するに無料チケットですけど、これも福賀地区、宇田郷地区の方、或いは奈古地区の方でも必要とする方については差し上げるように制度を変えておりますから、これらも使っていただきながらやっていくわけでありますけど、いずれにいたしましても、今ご指摘のありましたちゃんと周知をもっとする必要があるんじゃないかというふうな点におきましては心してやっていきたいと思います。以上です。

○議長　７番、続いて２項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○７番　中野祥太郎　近年、阿武町におきまして出生数が激減しております。山口県人口移動統計調査からしますと、今から32年前の昭和60年には60人の出生がありました。５年刻みでいきますと平成に入って平成２年が37人、平成７年が23人、平成12年が20人、平成17年が20人、平成22年が16人、平成27年が20人と、平成27年までは約20人以上の出生がございました。しかし、平成28年が８人，平成29年が４人，平成30年が12人，令和元年が７人，令和２年が３人と

この５年間で激減をしております。社会増減でプラスが続いても自然増減の減少が大きくなればなるほど、それだけ阿武町の人口の減少は大きくなっていきます。この出生数に大きく影響するものが結婚数と思われます。近年の婚姻届の推移を見ますと阿武町で婚姻届を受付けた件数は、平成27年が５件、平成28年が３件、平成29年が４件、平成30年が４件、令和元年が10件であり、令和元年を除いて、いずれも10件未満の少数で推移をしております。又、私が住みます木与地区でも、30歳を超えて結婚されてない方が目立ちます。これは阿武町全域にも言えるのではないでしょうか。なぜこのような状況になったのでしょうか。男女雇用機会均等法の促進から女性の就業率が上昇したからでしょうか。又、男性の就業形態が変わり、個人事業主の減少や雇用においても正規雇用から非正規雇用が増えるなど、所得が少なく結婚後の生活に不安を感じられるからでしょうか。或いは結婚に対しての若者の価値観が変わってきたからでしょうか。結婚に至らない理由は色々あると思いますが、全てではありませんが、確かに男性と女性が知り合う場所や場面がない方もおられます。その点、昔は、生命保険や金融機関の外交員など、職業的なサービスの一環として結婚相手を紹介されていた縁結びの方がおられました。又、今の結婚式では珍しくなりましたが昔の結婚式には必ず仲人がおられました。縁談を何組もまとめられその仲人を趣味のようにしておられた方もおられました。結婚をしたくても出会いがなかなかない方、性格がネガティブな方、異性の前に出ると消極的になる方など、昔のように縁談や結婚相手を紹介する人が必要と思われます。しかし、残念ながら現在そんな方はおられません。それに代わってネットを通じて有料の結婚相談所が目立ちますが、結構な利用料金の対価が必要になって参ります。個人の方の縁結びや有料の結婚相談所が難しければ、行政頼みとなるわけですが、阿武町独自に婚活の支援を行えばきめ細やかな対応が出来るかもしれませんが、阿武町だけではエリアがあまりにも狭すぎ、選ぶだけの相手会員の募集

が難しいと思います。そこでお勧めが、県単位で都道府県が結婚サポートの事業を行っております。山口県においても「やまぐち結婚応縁センター」が結婚のサポートを行っております。「やまぐち結婚応縁センター」では、現在登録会員数が1,184名（男性693名、女性491名）、累計お見合い実施件数が6,176件、累計交際成立件数が1,510件、累計結婚報告件数が105件と、かなりの実績を上げておられます。「やまぐち結婚応縁センター」では、20歳以上の独身者で真面目に結婚を考えている男女であれば、登録ができるマッチングシステムがあります。スタッフが間に立ってお見合いの調整をしてくれ１対１で異性とのお見合いが出来るというのがこのシステムの特徴でございます。その他にも、婚活イベント（りんご園やみかん園での婚活、航空自衛官限定の婚活パーティー、プチ運動会婚活など）や婚活スキルを上げるノウハウセミナーにも参加できます。又、事業所単位でお見合い・紹介事業として職場の繋がりを生かした縁結びの取組を進める「やまぐち結婚応縁企業」の募集も行っておられます。「やまぐち結婚応縁センター」へ会員登録するには、会員登録に5,000円が必要ですが入会手続きは原則本人ということで、手続きは山口市の「パルトピアやまぐち（防長青年館）」他３ヶ所の窓口に出向く必要があります。阿武町の方が登録する場合は、萩市の「萩サポートセンター」が一番近い窓口となります。ただし、非常に登録に不便で、１週間に１回しか登録日がありません。毎週金曜日の午前10時から17時までとなっております。又、本人以外の入会手続きは二親等までの親族に限り本人の委任状を持参する必要があり、なかなか面倒でかなり婚活に本気な方でないと難しいのかもしれません。しかし、先程来から言いますように現時点の婚活ツールにはこの「やまぐち結婚応縁センター」の利用促進が一番ではなかろうかと思います。しかし、阿武町では「やまぐち結婚応縁センター」の存在があまり知られてないような気がします。阿武町民に粘り強く何度も何度も広報をすることで、センターの利用促進を強化すること

が必要ではなかろうかというふうに思います。いずれにしても、有効な手段がなかなか見えてきませんが、人口減少の減少率を抑えるためや阿武町の活気を維持するためには婚活に対して阿武町でも何らかの対策を講じる必要があるのではないかと思います。この問題について町長に答弁を求めます。以上です。

○議長　ただ今の７番、中野祥太郎君の２項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　婚活対策についてご質問をいただきましたが、中野議員がご指摘されました様に、少子化に大きく影響を及ぼす大きな要因の１つは確かに結婚数の少なさにあると思います。そこで参考までに、日本の結婚に関わる状況、特に結婚に対する意思に着目し「国立社会保障・人口問題研究所」が実施した「結婚と出産に関する調査」について若干ご紹介したいと思います。2015年の調査項目のうち「全婚姻及び初婚の平均婚姻年齢」は、50歳時の男性の未婚率は23.3％、女性の未婚率は14.6％となっています。又、2018年調査時の「初婚年齢」は、男性では31.1歳、女性で29.4歳となっており、これは20年前の1989年にも調べているわけでありますが、これの初婚年齢、男性が28.6歳、女性が26.7歳と比較すると男性で2.5歳、女性で2.7歳結婚年齢が上昇しておりまして、いわゆる晩婚化が進んでいるということであります。又、近年は特に晩婚化に加えて非婚化も進展し、晩婚化と相まって少子高齢化を加速させる社会的な問題となっているところであります。又、同調査の「いずれは結婚しようと考える未婚者」の割合は、18歳から34歳の男性で85.7％、同年齢の女性では89.3％と高い水準になっています。一方で「一生結婚するつもりはない」とした未婚者は、男性で12.0％、女性で8.0％の方が一生結婚するつもりはないというふうなことで微増傾向にあるようであります。結婚の利点として「自分の子どもや家庭を持てる」が男女共に最も高く、３番目に多い「親や周囲の期待に応えられる」と共に増加傾向にあります。２番目は「精神的安らぎの場が得られる」

というふうになっています。又一方で、独身の利点については「行動や生き方が自由」というものを挙げたのは、男性で69.7％、女性で75.5％と圧倒的に多くなりました。この調査では、結婚の障害となることについても二つまで理由を尋ねたところ、男女共に40％以上の方が「結婚資金」と答えています。希望するライフコースについては、結婚し子どもを持ち結婚或いは出産を機に退職しその後は仕事を持たない専業主婦を望む女性は減少し、結婚後も出産後も仕事を持つことを希望する女性が増加しています。一方、男性がパートナーに望むものにつきましては、主婦が減少し結婚・出産後も仕事を両立することが増加しております。又、女性の社会進出が進み女性が結婚・出産後も仕事を続け夫婦共働きが一般的になっておりますけども、これは女性の社会進出ということもありますが、共稼ぎであれば一層安定した生活設計を描くことが出来るということも背景にあります。そして、こういった個人のライフスタイルの変化に対応するため、阿武町におきましても、保育料の無償化や保育時間の延長などの育児・子育て支援対策を行って来たところでもあります。町の「第二次阿武町子ども・子育て支援事業計画」では、結婚の希望を叶えるための支援策について「結婚は個人の価値観に基づき選択されるものであることを前提としつつ、結婚を希望する方に出会いの場を提供すると共に若者の安定した雇用に向けた支援を充実し社会全体で応援する取組を推進します。」と述べて横断的な支援対策を計画しています。具体的には、生活基盤としての住まいを中心とした定住支援の促進、町内外、都市等との交流やイベントの開催を通じた多様な交流の場づくりをまちづくり推進課において推進しているところであります。こうした中、本町においては、未婚の方、又、これまで一度も結婚されていない30歳から60歳までの方の概数でありますが、概ね100人程度と見込んでおるところであります。又、結婚に至らない理由はそれぞれと思いますけども、原因の一つはご指摘のように、結婚相手との出会いの場が少ないことも大きな要

因であることは確かであります。かつては、青年団活動が各地で盛んに行われ、その活動の中でたくさんの出会いがあり結婚される例も又多くありました。現在青年団活動は衰退しておりますが、阿武町におきましては町に居住又は就労している若者が、スポーツやイベント活動を通じて交流を行う「サニーあぶ」というグループがありますが、これにつきましては、町としても若者の交流を促進する視点で自主的に行われている交流活動について「若者お気楽交流事業」として補助を行い支援しているところであります。こうした中、ここでの出会いが結婚に結びついた例も幾つかあるというふうに聞いておりますが、昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響で交流活動がままならない状況となっており、サニーあぶ１団体に過大な期待ということは出来ないことも事実であります。そこで中野議員ご提案の、山口県が行っております「やまぐち結婚応縁センター」の活用でありますが、出会いのための選択肢の一つとして大変有効であるというふうに思います。調べましたところ「やまぐち結婚応縁センター」では、平成27年９月の開設から令和２年１月末までに105組のカップルが婚姻に到っているようであります。このセンターに登録すると１対１でお見合いできるマッチングシステムが利用出来るほか、婚活スキルを上げるセミナーや婚活イベントに参加することが出来、又、出会いの場と共にコミュニケーション能力のアップも図ることが出来るため、自分からアプローチすることが苦手な方も婚活への一歩を踏み出し易いということだと思います。実は残念ながら、本町ではこの「やまぐち結婚応縁センター」の活用についての認識が薄かったことについては否めない事実でありまして、太変申し訳なく思っているところであります。今回、中野議員からご指摘をいただきましたところでもあり、又、大変有効な組織、手段でありますので、今後は、しっかりと活用すると共に、広報紙やホームページ等を通じて町民への周知と利用促進を図って参りたいと思います。又、直接の関係はありませんが、新年度において、新たに町独

自の「阿武町結婚新生活支援事業」を新設し、婚姻に伴う新生活を経済的に支援、具体的には住宅の取得費や家賃、引っ越し費用への補助を行い新婚生活の経済的な負担軽減を図ることとしておりまして、この施策が結婚を希望する若者の背中を押すことを期待するものであることを申し添えて、私からの答弁を終わらせていただきます。

○議長　７番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（７番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。）

○議長　はい。７番、中野祥太郎君。

○７番　中野祥太郎　ちょっと時間がなくなりましたが、２つほど再質問の項目として挙げたいと思います。まず、山口結婚応縁センターの利用についてなんですが、その中に一部出ましたけど、企業ぐるみの応縁体制ということで「結婚応縁企業」（まあ応援の援という字が違うが）、これについても、阿武町の中で大きい企業或いは大きい組織を持った100名程度とかいう阿武町ももちろんそうなんですが50名いらっしゃれば、そういった所にも応募してみるという体制、それともう一つは、その応募について何がしかの補助金まで要らないかもしれませんがカップル成立後は何かプレゼント等々用意して、団体的にもそういうことをやっていただけないかなということと、もう一つは、先ほど町長も申されました「結婚新生活支援補助金」、大変有効なツール、手段、補助金になるのではなかろうかと思いますが、ちょっとこれが分からないのが、これは国の地域人口の急減に直面している地域に住む人を対象とした国の補助金というふうに私は思っており、前々からあると、平成30年には既に長門市、美祢市、平生町がこれに応募されてそういう制度を作っていらっしゃるようです。それでちょっとよく調べてみると、令和４年度から補助金の上限が60万円に上がっておるような状況でございました。ということで、この制度は阿武町単独じゃなくて国から１／２かいくらかだと思うんですが、その辺でもし国の補助

体制の中でやったものであれば、令和４年度からの上限が、この度新しく新設されたものの上限が30万円、国の方は60万円出るということであったのですが、その辺の解釈はなぜ60万円でなかったのかなというふうに思うところを答弁いただけたらと思います。

○議長　はい、町長。

○町長　２番目のご質問に対するお答えは健康福祉課長の方から申し上げることといたしまして、私の方からは、１番目の結婚応縁企業ということでありますが、以前は結構ですね、中野議員もご承知のことと思いますが、よくそういった方と銀行の女子行員の方との交流というのが頻繁に行われていたというふうに思っております。ただ、今はそういうことがあまり企業ぐるみでということになりますと、色々と逆の意味での問題、ハラスメント的な問題もあるというふうなこともありますので、なかなか難しい、女子行員に参加しなさいということは言えないこともありまして、段々とそういったことはなくなってきている状況でありますが、しかしながら、確かに町内の企業の中では若手の男女の方がたくさんいらっしゃると思いますので、今、せっかくのご提案でありますから、ぜひ、企業さんに向けたＰＲというかそういったことについてはぜひ進めていけたらなと思いますし、又、これも今ご提案がありますが、それに対する何がしかの参加或いは参加費の援助であったり支援であったりそういったことにつきましてはぜひ検討してみたいと思います。２番目につきましては健康福祉課の方から答えさせます。

○議長　健康福祉課長。

○健康福祉課長　ただ今、中野議員からの再質問にお答えいたします。結婚新生活支援事業について、若干の整理をさせていただきながら説明をさせていただきます。令和３年度から実施されます内閣府の補助事業には２つのパターンがございまして、一般コースと言われるものと都道府県主導型市町村連携コー

スというものの２つのパターンがございます。阿武町では、この度一般コースを選択しております。これは、結婚に伴う住宅取得費用又は住宅賃貸費用、引っ越し費用について１世帯当たり30万円を上限に補助するものでございます。そして、この対象世帯につきましては、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯の所得が400万円未満、世帯の年収で申し上げますと約540万円未満相当の新規に結婚した世帯になっています。もう１つの都道府県主導型市町村連携コースにつきましては、総合的な結婚支援に取り組む都道府県が主導し、自治体間連携の促進により本事業を実施する市区町村の割合を面的に拡大する取り組みをモデル事業として重点的に支援するものでございます。補助対象世帯は一般コースと同じでございますが、補助上限額は29歳以下の世帯の場合には先ほど中野議員が言われましたように60万円となっております。しかしながら、このコースを選択しても39歳以下の世帯の場合は、一般コースと同額の30万円が上限となっているところでございます。この都道府県主導型市町村連携コースにつきましては、実施要件が５つございます。１つには都道府県が中心となり事業を実施する市区町村を面的に拡大する計画を提案し、内閣府において審査、採択されることが必要です。次に２番目といたしまして事業拡大方策及び今後の地域の取り組み推進に係る連携方策等を議論するための協議会等を設置することとなっております。３つ目といたしまして総合的な結婚支援の観点から都道府県においては結婚支援に関する取り組みを実施すること、山口県では先ほどありましたけど「やまぐち結婚応縁センター」を設置、運営されておりますのでこれが当たろうかと思います。４つ目に新生活の円滑なスタートアップを支援するため受給者つまり補助対象となる世帯、新婚さんに対して結婚、妊娠、出産、子育てに温かい社会づくり気運の醸成に期するセミナー等への参加等を義務づけております。５つ目に事業実施期間中は適宜課題の抽出等を行うと共に内閣府がフォローアップを実施するという５つの要件がご

ざいます。このコースであれば、29歳以下の新婚世帯に対して60万円を上限に補助が可能となりフォローアップもございますが、補助対象者に対してセミナーへの参加義務を課しておりまして、自治体としては簡便にご活用いただける一般コースを選択させていただいたところでございます。再質問の内閣府の要綱との違いは、そもそも結婚新生活支援事業が令和３年度から要件の違いにより２つに分かれたことによるものでございます。以上で私の答弁を終わります。

○議長　これをもって７番、中野祥太郎君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて昼食のため休憩をします。午後は１時から再開します。

休　　憩　　12時02分

再　　開　　12時58分

○議長　少し早いですが、昼食のための休憩を閉じて、一般質問を続行します。続きまして、３番、伊藤敬久君、ご登壇ください。

○３番　伊藤敬久　ただ今から、防災対策と一次産業対策の２点について質問をいたします。まず、防災対策について行います。

災害はいつ起きるか分かりません。２月13日夜中11時にテレビで突然東北地方で地震があったと報道がありました。一瞬10年前を思い出しました。あんなことがあったら大変だなというふうに思ったんですが、幸いにも津波の被害はないということでほっとしたところでございます。10年前、2011年（平成23年）３月11日、本庁２階で民生委員の定例会議があったところですが、その会議が終わって家に帰りテレビをつけたところ、画面に川が津波で逆流し家や車が上流に向かって流れ、街を飲み込んで強烈な津波がありました。その状況が今も目に焼き付いて忘れることが出来ません。それが東日本大震災でした。その東日本大震災から10年が経過し、この10年間に、紀伊半島大水害、九州北部豪雨、

広島土砂災害、平成25年山口島根豪雨災害等があり、毎年大規模災害の記憶がある中、2020年（令和２年）第７次阿武町総合計画が策定されました。その中の防災対策で、本町では土砂災害警戒区域として急傾斜地214箇所、土石流152箇所、地滑り１箇所、合計367箇所が指定されております。この他、海岸保全区域が２海岸６地区、保安林が86箇所指定されております。近年の災害の状況を見ますと、観測史上類を見ない大規模な災害が毎年のように発生しております。大雨による土砂災害や家屋の倒壊、河川の氾濫、浸水被害、地震の発生など大規模災害への対策が重要であるとされています。総合計画にも自然災害から町民の財産と生命を守る対策が求められていると記載されています。災害が起きた時自らの危険を顧みず活動されているのが消防団員の方です。いつ起こるか分からない災害に備えた体制、消防団員の確保と発生後の復旧体制整備が必要と考えます。そこで町長に伺います。

１つは、総合計画の中に防災対策の必要があると書かれておりますが、具体的な５カ年計画や10年計画が作成されておりますか。又、重要なのは町民の安全・安心・命と暮らしを守るために献身的に活動されている消防団の充実について、町長は新年のあいさつで、消防団への装備の近代化や数量の確保、消火栓などの消防水利の増設をしたと言われていますが、消防団員のことには触れられていません。昨年12月議会の一般質問で市原議員も発言されていましたが、消防団員は高齢化が進み団員も減少しているとのことでした。その確保に消防団員が努力されていることを発言されております。町として消防団の必要性と団員の確保が重要と考えます。どのような対策をされるのですか。広報やケーブル放送だけではなく各種会議に出向き、消防団の重要性と団員の募集を呼びかけてはいかがですか、町長の考えをお伺いします。

２つ目は、災害が起きれば止めることは困難です。災害発生後の復旧作業が重要です。災害復旧で重要な役割を担っておられるのが建設業・建築業の業者

さんです。災害復旧現場が報道されるたびに、被災者の方が業者さんが少ないので復旧が進んでいないと言われています。町としていざという時のために建設業・建築業とどのような連携・協議されているか伺います。

○議長　ただ今の３番、伊藤敬久君の１項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　防災対策についてのご質問であります。近年、全国各地で大規模な災害が発生しておりまして、本町におきましても先ほどもありましたが平成 25 年の山口島根豪雨災害においては、土砂崩れや家屋の倒壊、浸水等の甚大な被害を受けたことは記憶に新しいところであります。このように災害が相次ぐ中、伊藤議員のご質問の内容は「総合計画に係る防災計画の５ヵ年計画或いは 10 ヵ年計画が作成されているか」、又「消防団員の必要性と確保対策」、そして「災害時の建設業・建築業者との連携・協議について」の３点であります。

最初に、総合計画に係る防災計画の５ヵ年計画・10 ヵ年計画の作成についてでありますが、本町においては「阿武町地域防災計画」は当然あるわけでありますが、ご指摘の総合計画に係る５ヵ年或いは 10 ヵ年計画という年次計画についてはございません。ただ「第７次阿武町総合計画」において、防災対策の推進ということで「自然災害から町民の財産と生命を守る対策が求められている」としているところでありまして、これを受けて、今年度あらゆる災害リスクを想定した「阿武町国土強靱化地域計画」を策定したところであります。この計画は、本町においてどのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることのないように強靭な行政機能や地域社会、そして地域コミュニティを事前に作り上げていこうとするものであり、この度策定した計画書につきましては、議会最終日の全員協議会の場で、議員各位にもお届けすることといたしております。そして来年度には「阿武町地域防災計画」の大幅な見直しを行う予定としているところでありますので申し添えておきます。又、消防団の装備品につ

きましては「阿武町消防団装備更新計画」を策定しておりまして、この計画では、年次ごとに更新する装備品を決めており、これに基づき順次更新を行っているところであります。

次に、２点目の消防団員の必要性と確保対策であります。消防団は町民の財産と生命を守る上で必要不可欠な組織であることは言うまでもなく、本町では消防団のみならず、初期消火体制の強化を図るべく、消防団活動を支援する「消防団協力隊」も組織しているところであります。なお、この消防団協力隊でありますが、全国ではこれに類似する組織もないわけではありませんが、人口に対する隊員数の割合は、つぶさに調査したわけではありませんが、多分全国的にも圧倒的に本町が多いというふうに思っております。又、町内の消防団員数及び消防団協力隊員数につきましては、少し申し上げますが、現在、消防団は５分団、128 人、消防団協力隊は 20 分隊、170 人の方に参加していただいており、団員及び隊員の数につきましては、毎年数人の増減はあるもののほぼ横ばい状態であります。ここで、阿武町で消防団員が多いか少ないかという議論でありますが、ちなみに県内６町の人口に占める消防団員の団員数の割合、これを見てみますと、平成 31 年４月１日現在の数値でありますが、一番多いのが上関町が 8.4%、周防大島町が 5.4%、次いで阿武町が３番目ですが 4.1%となっており、これから見ると、阿武町の団員数が他の町と比較して少ないというわけではありません。ちなみに４番目以降は、平生町が 1.4%、田布施町が 1.0%、和木町が 0.9%といった状態であります。ただ、団員の高齢化、退団者が出た場合の団員の確保については正に課題であり、伊藤議員がおっしゃられるとおり、消防団活動の重要性、活動内容等については広く住民に広報していくことは重要であるというふうに私も思っております。又、「各種の会議に出向いてＰＲをしては」ということでありますが、さすがにそこまではどうかという思いでありますが、例えば防災訓練や各地区の祭りといった行事の際にブースを

設けることや、団員の顔が見える形で具体的な活動内容を広くＰＲするなど、新たな形のＰＲについては色々と検討することとし、今後とも消防団と一体となって、積極的に団員の募集を行っていきたいと思います。

３点目でありますが、災害時の建設業、建築業者との連携・協議についてです。現在、災害時において町内の建設業者、建築業者との間で取り決め等といったものは特別にありません。ただ、実態としては連携という意味では十分な連携が取れていると認識しており、土砂や倒木の撤去については最優先で対応してもらっている状況であります。ただ、今後明文化したものが必要かも知れませんし、災害時にパトロールをしつつ撤去作業も行ってもらう等のルールづくりも重要でありますので、ご指摘の協定的なものについてもこれは検討してみたいと思います。何よりも、災害時に対応していただく業者が町内にあるということが最重要でありますので、そういった観点からも今まで同様に地元業者の育成には今後とも配慮して参りたいと思っているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長　３番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（３番、伊藤敬久議員「はい」という声あり。）

○議長　はい。３番、伊藤敬久君。

○３番　伊藤敬久　今町長から回答をいただきました。団員の確保については、あらゆる場面でＰＲをしていくということですので、しっかりＰＲしていただいて住民が積極的にとは言いませんが、なるべく協力して団員になろうという雰囲気が出来るようによろしくお願いします。ただ、建設業者と建築業者との連携で、ルール作りを検討したいとのことでありますので、そのような方向に向かって努力をしていただきたいと思います。それともう１点、国は消防団の確保が厳しい現状を元に、待遇改善の見直しをしていくというようなことが新聞で出ておりましたが、この辺については、阿武町はどうしていかれるのか、

待遇改善の方向に向いて検討されるのかどうかちょっとお聞かせください。

○議長　はい、町長。

○町長　まず、消防団の方の募集等につきましては、先ほども申しましたように人口比率からすれば阿武町消防団の団員数が、先ほど３番目と申し上げましたが６町の中で上から３番目、下から４番目ということで中間どころにあると思っておりますので特別に少ないわけではないんですけど、やはり、これも随時更新していかなければならないし、つぶさに消防団員の中の高齢化といいましょうか年齢階層がどんなにあるかというのは６町で比較しておるわけでもありませんけども、いずれ阿武町は相当高いレベルにあるのではないかというふうに思うわけでありますが、一方で、消防団そのものは本当に一生懸命に後継者対策といいましょうか団員獲得に向けての努力はされていると私は思っております。そして、又、その中で一つやはり大事なことは、消防団の色々な活動や活躍の場面を住民の皆さんに知っていただく見える化ということも大事だと思います。その意味で私が担当になってから、それまで片橋の所でやっておった出初式での放水訓練についても、やはりあそこであるとなかなかその周辺の人だけしか見えないということで、あえて沢松の漁港の所で上から皆さんが見える所でやるようにしておりまして、又、他にも防災訓練あたりでも、出場者の状況を見ていただくということで、消防団が頑張っているんだな、そして、子どもさんたちが見た時に、かっこいいな、僕も入りたいなというふうな場面をあえて色々な場面を作っておるつもりでありますので、これは今からもずっと続けていきたいし、もっともっとそういう場面を増やしていきたいというふうに思います。それから、待遇改善の話でありますが、これにつきましても阿武町につきましては、国が示しておる基準価格では消防団の報酬あたりについてはきちんと守っておるわけでありますが、一部ではこれが少し国が交付税としてくれておる金額に対して、実支給額が少ないのではないかといった

指摘がある面もありますけど、阿武町ではきっちりとその額につきましては守ってお支払いをしており、中でそれがどこかに流用されているようなことはないと思いますが、いずれにしても、阿武町が特別に十分なということはなかなか出来ませんけども、国が示す基準等につきましてはしっかり守っていきたいと思います。それから、直接阿武町がやっておるわけではありませんけども、消防団後援会、これにつきましても阿武町は一生懸命活動されていらっしゃいまして、その元となる浄財は住民の皆様方からいただいておるわけでありますけども、これらにつきましても、色々な装備品、例えば長靴であったり合羽であったりそうした物も、私どもも足りない部分については補充いたしますけども、そこについては、消防団後援会との連携をもって、こういう支援をしていくということで今からも続けていきたいと思っているところであります。

○議長　３番、再々質問はありますか。

○３番、伊藤敬久　ありません。

○議長　再々質問ないようですので、続いて２項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○３番　伊藤敬久　２点目の一次産業の対策についてお聞きします。

町長の年頭の挨拶の中で、町長は農業分野では、町の戦略作物であるキウイフルーツや無角和牛について各種メディアへの積極的な売り込みにより阿武町ブランドとして徐々に定着をしていく、その他にスマート農業の推進、１／４ワークスの導入、漁業では、魚の付加価値をつけた販売、間伐材魚礁の投入、林業においては、自伐型林業の推進等阿武町独自の特色ある各種施策を展開していると挨拶されています。又「2021年版住みたい田舎ベストランキング」が「田舎暮らしの本」に発表された中で、町総合部門240自治体の中で20位、又「若者世代が住みたい田舎部門」で８位と健闘しているとありますが、これは、若者向け定住対策等各種補助制度が充実しておるだけでなく、美しい自然環境

があるからだと思います。この阿武町の美しい自然環境を守っているのは阿武町の主要産業である第一次産業であります。その第一次産業の現状を見ますと、高齢化が進んでその高齢者の皆さんの頑張りにより阿武町の自然が守られて町民が安心して暮らせる生活環境が守られているからだと思います。

そこで伺います。まず農業についてですが、山口北部土地改良事業が平成４年に工事が始まり平成12年の換地完了から、地域農業は地域住民により農地を守ってほしいという農水省の方針により、町内には７農業法人が誕生して営農されて農地を守っておられます。当時、特定農業団体を結成し７年間をかけて法人化を検討されてきましたが、図らずも法人化が出来なかった所がたくさんあります。個人農家は、高齢化が進み体力と相談しながら営農しておられるのが現状です。多くの農家は、大型農機具の更新又は故障した時、高齢農家が大型農機具を購入するにはリスクが大きく、営農を続けるか止めるか検討される農家もおられるのが現状です。今、高齢農家が頑張っておられる時、どのような支援策をすれば農地が守られ営農を続けてもらえるかアンケート調査をして、農家の意向を把握し町として何が出来るか支援が出来るか検討されてはいかがですか、伺います。又、林業については、自伐型林業を推進され、今、ステージが工事をされています。本年「地域おこし協力隊の林業支援員」として、古金竜弥さんが就任され、自伐型林業に取り組まれると紹介されたことはうれしいことでぜひ頑張って成功していただきたいと思います。又、地元住民の育成はどうされるのか、育成するにあたっての作業道を造る技術、木の伐採、重機の作動、免許の取得、重機の購入等の初期投資が非常にかかります。その支援をどのようにされるか、お聞きします。漁業については、地球温暖化とコロナ禍により、魚価が低迷して漁獲量の減少と合わせ漁業経営は厳しい状況にあります。漁業については、漁港の整備、魚礁の設置等資源保護には補助制度がありますが、個別の漁家への直接支援は難しく、ありません。そこで「魚の伝

道師上田勝彦氏」による魚の付加価値を高める「神経締め」の講習がありましたが、どれだけ漁業者が参加され、その成果と販路拡大が出来たか、又、漁家に対する他の支援がないか伺います。よろしくお願いします。

○議長　ただ今の３番、伊藤敬久君の２項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　阿武町の基幹産業の第一次産業（農林水産業）の対策ということであります。

まず農業でありますが、個人農家の高齢化が進む中で、今後、農地を守っていく上において農業用の機械の故障などにより、やむを得ず更新を検討するには高価であり、何らかの支援等によっては営農継続が可能な方向性も見い出せる可能性があることから、アンケート調査等により意向把握をしてはどうかということであります。ご案内のとおり、本町ではこれまで国営、県営、団体営等の事業により耕作田の約８割が圃場整備が完了しており、一方で、地域の農地を保全する目的を以て７つの農業法人が設立をされています。又、現在、奈古地区におきましては、農地中間管理機構関連の農地整備事業による圃場整備を計画しており、令和４年度には事業採択を受け、その後の工事に着手する予定であり、平行してその受け皿となる法人も今年秋には立ち上げる予定としております。そして、これが完了すれば奈古、福賀地区においては、一部を除き、整備された農地については、概ね保全可能な状況が継続出来るのではないかと、想定しているところであります。こうした状況の中で、ご指摘の宇田郷地区でありますが、これまで国営による圃場整備が完了し将来的な法人化を目論んだ中で、郷集落と田部集落において「特定農業団体」が結成された経緯があることは議員もご案内のとおりでありますが、、進行する高齢化により営農継続の見通しが立たない等との理由から、法人設立までには至らなかったとところであります。国では、耕地面積比率が12％と諸外国に比べて著しく低いことから、

貴重な農用地を有効に活用し可能な限り担い手に集積し効率的な農業を推進するため、「人・農地プラン」と呼ばれる実効性のある計画を立てるよう、各農業委員会に依頼を出しており、これを受けて本町農業委員会では、昨年１月に、受け手組織が存在しない宇田郷地区の農家78戸に対し、現在の営農状況や将来に向けた意向調査を実施しました。回答は約９割の方からあり、まず後継者については、回答70戸の内14戸については後継者あり。又、今後５年間の農業経営意向は、現状維持が25戸、規模縮小が８戸、すぐに離農したいが17戸、数年のうちに離農したいが12戸でありました。又、後継者がないことから規模縮小や離農希望者が希望する相手方（どこに預けるかですが)、つまり借り手につきましては、地域内の農業者に預けたいというのが12戸、誰でもよいが11戸、誰にも貸したくないというのが９戸と分散した状況となったところであります。なお、新年度においては、農林水産課としても農業委員会と連携し、この意向調査結果を基に各集落を訪問し、更に具体的な意向や意見等もお伺いしながら、地域の農地を有効活用できるよう方向性を持った計画を立てるよう指示をしたところであります。更にこの意向調査の結果から、規模縮小若しくは離農希望と回答された農家に対しましては、地域内で新規に営農を開始し地域内の農地を少しずつではありますが購入、借り受けをしている農家もあるようでありますので、より良い方向でマッチングが出来ればと思っております。又、農地を守るための支援でありますが、特に経営規模の小さい宇田郷地区におきましては、個別完結型の農業は実質的には大変難しいわけでありますので、大きな機械投資を伴います基幹作業につきましては、こういったことの受託を想定して設立した「ドリームファーム阿武」の更なる活用もご検討いただくと共に、ドリームファームにつきましては、受託する作業の内容によってはその必要な作業機の購入についても一部町の方で補助等も検討したらというふうに考えるところであります。

次に、林業でありますが、新たな施業方法の取り組みとして自伐型林業を推進する中で、地方創生の交付金を活用し筒尾においてモデル林を設け、遠岳山頂に向かう作業道を開設する傍らで研修会や講習会を実施してきたところであります。講習会では、チェンソー、製材、搬出、作業道開設などの基礎的な講習会を実施し、令和元年度においてはそれぞれの講習会に対し、阿武町林業振興会の会員の方を中心に平均で10数名のご参加をいただいたところであります。又この中で、チェンソー講習においては、正規のカリキュラムに則った講習を行いましたので、６名の方が「伐採等の業務にかかる特別教育修了証」を取得されたところであります。又、自伐型林業の施業方法の取得、更に町内における推進のため、全額特別交付税が措置される地域おこし協力隊の制度を活用し、林業支援員を昨年４月と今年１月で合わせて２人を採用し、現在、津和野町の「合同会社やもり」の指導を受けながら研修を続けているところでありますが、技術習得後は、自ら自伐型林業に取り組むほか自伐型林業に取り組んでみようと思われる方への指導者としても活躍してくれることを期待しているところであります。又、作業道を開設する際に必要となる建設機械の操作、玉掛け、移動式クレーンなどの資格取得に関しましては、希望者の状況を見ながら補助制度について創設の検討をしていくことも考えております。又、施業で利用する重機につきましても、いきなり購入を促進するのではなく、これも地方創生の交付金で全額措置され、現在林業支援員がリースの形で利用しておりますバックホウ、林内運搬車、クレーン付きのトラックにつきましてはリース終了後は町の所有物となりますので、支援員の研修終了後は、希望者に貸し出し等の制度の創設につきましても、事業導入の際に既定路線として計画をしているところであります。

次に、漁業についてでありますが、魚価は依然として低迷状況にあり、特にコロナ禍により、アマダイなどの高級魚、アワビなどの魚介類は取引量が激減

若しくは価格の暴落が続いているところであります。本町では、漁業につきましても、新たな仕事創出と魚価の向上そして漁業者の収入の安定を目指して地方創生特別事業に着手しているところでありますが、議員もご案内のとおり、この事業の一つとして「魚の伝道師上田勝彦氏」を招聘し、神経締めや水揚げされる魚の様々な調理方法や食べ方に関する講習会などを漁業者及び地域の方を対象に開催しているところであります。ちなみに令和元年度の実績では、神経締めの講習会へは、町内の漁業者の参加を募り34回開催し延べ248人の受講をいただいたところであります。こうした中、今の「神経締め」の講習会の成果でありますが、現在、商品として出荷されておられるのは野島水産が「神経締め」のラベルを貼っていらっしゃいますが、一例をお示ししますと、道の駅阿武町の支配人の話では、クロマグロの幼魚のヨコワにおいては、神経締めを施した商品はそうでない商品に比較して、２割から３割程度価格設定を高くしても、血抜き処理が適正にされておりますので鮮度が保たれて魚独特の臭いが少ないことから、町の特産品開発による補助事業で作成された先ほどの「神経締め」のシールによる差別化等によりまして、価格は少しは高くても、却ってその価値効果により販売しやすいというふうなことでありました。ただ、近隣の魚市場では「神経締め」を施した魚に対する評価と言うか価値観の認識が薄く、卸段階で価格に反映されてないことも事実であり残念なことであります。又、別の取り組みでありますが、株式会社宇田郷定置網では、いわゆる「大漁貧乏」を自ら防衛する観点から、これも上田勝彦氏の効果と思いますけど上田氏の紹介で、新たに福岡県の大手卸売市場への出荷ルートが開拓されまして、大量消費地を抱える福岡では、阿武萩の近隣魚市場に比較して単価は15から20％高く競り落とされる上、その単価であれば輸送運賃も十分に賄えることから、魚の需給バランスの調整・分散効果による大漁時の地元市場における単価の暴落も防げるといった二重の効果を生み出しているところであります。私と

いたしましては、このことは正に地方創生事業において上田氏を招聘した効果が顕著に表れたものと喜んでいるところであります。

最後になりますが、新年度においては、第一次産業の担い手の高齢化、担い手不足を少しでも補う施策として、新たに「阿武町がんばる農林水産業就業・経営等支援交付金事業」を創設し、新規就業者に対して、就業時の準備金や就業開始時の経済的不安を解消するため、家賃補助、扶養手当に該当する家族就業手当なども最長３年間にわたり支給することといたしたところであります。私といたしましては、農業、林業、水産業の何れも大変厳しい時代ではありますが、それぞれの当事者、又、議員各位のご提言等もしっかりと聞いた中で、しっかりと財源は確保した中で適宜適切な施策を講じていく所存でありますので、又、色々とご提言を賜りますようよろしくお願いします。以上で答弁を終わります。

○議長　３番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（３番、伊藤敬久議員「はい」という声あり。）

○議長　はい。３番、伊藤敬久君。

○３番　伊藤敬久　再質問というよりは、今町長の答弁をお聞きしまして、大変心強く思っております。特に、農業につきましては、宇田郷地区では意向調査をした意見を踏まえて集落に出向いてしっかり意見を聞いて対策をしたいということですから、ぜひ進めていただきたいと思います。又、林業には、初期投資にあまりかからないように機械のリース等指導、しっかり講習をしていくということですのでありがとうございます。又、漁業につきましても、神経締めの効果や販路拡大が、宇田郷定置網が福岡に持っていくというような取り組みもされているようですので、今後とも、しっかりと補助や応援をしていただいて、阿武町の第一次産業が発展するように努めていただいたらと思いまして質問を終わります。以上です。

○議長　これをもって３番、伊藤敬久君の一般質問を終わります。

皆さんにお諮りします。本来ならば休憩をするところですが、このまま一般質問を続行したいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり。）

○議長　それでは、一般質問を続行します。次に、６番、田中敏雄君、ご登壇ください。

○６番、田中敏雄　私は、「高齢社会に対応した町づくりについて」を質問いたします。

最初に、これまで我々が経験したことのない、世界を震撼させた新型コロナウイルスの感染症により、多くの方々がお亡くなりになられ、お亡くなりになられた皆様に心からご冥福をお祈りいたしますと共に、又、入院治療されておられる皆様にお見舞いと一日も早い回復をお祈りいたします。又、厳しい環境の中、治療に当たられておられる医療関係従事者、又、福祉施設関係従事者等避けることの出来ない仕事に従事されておられる皆様のご苦労に、心から敬意と感謝を申し上げますと共に一日も早い終息を願うものであります。さて、今年は東日本大震災から明日で早10年を迎え、今もあの時の我々が目にしたことのない現実とは思えないあの生々しい光景が目に焼き付き今でも忘れることが出来ません。中でも、あの時、多くの人が職務を全うすべき使命感に燃え自分のことはさておいて多くの人のために命を落とされた方々のことは今でも心に残っています。その中において、南三陸町の職員で最後まで防災無線機の前で、高台への避難を町民に呼びかけ続け犠牲に合われた遠藤美紀さんを始め、職務を全うするため逃げられず亡くなられた消防団員を始めとする多くの方々、今でも当時の切実な状況を思い浮かべると胸に迫るものがあります。平和な社会を突然襲った出来事、自然の驚異には、人間の弱さをまざまざと見せつけられた気がしています。あれから10年、我々はあの震災から何を学ぶこと

が出来たでしょうか。特に老若男女一人ひとりの命の大切さを十分教えられたにも関わらず、今日マスコミ等による耳目を疑いたくなるような凶悪で残忍な事件が多く発生していることは非常に残念でなりません。蔓延しているコロナウイルスも、これまで我々人類が経験したことのないウイルスに感染し、世界の感染者数は、３月８日現在でＩ億1,684万9,000人、死者数は259万3,000人に達しており、日本では累計感染者数が44万666人、お亡くなりになられた方が8,307人で、山口県内では累計感染者数が1,387人、お亡くなりになられた方が42人となっております。当町では、幸いにして感染者は今のところ出ておりませんが、この新型コロナウイルスを通じ、私たちの生活が大きく変化する中、自分の身に迫る危険や命を守るために誰もが無関心ではおられないと思います。毎日、山口県では何人発生したとマスコミ等で発表されますと、まず何処で発生したのだろうかと、とても気になるのは私だけでは無いと思います。当たり前だった日常を一変させ、自分だけでは感染が防ぎきれない難しい新型コロナウイルスとの戦いです。戦後貧しい社会の中において、家族の幸せ、地域のため、日本の発展のためにと、国民が一致団結し必死に働いて来た結果、今日の豊かな平和な社会が築かれて来たのだと思います。しかし近年、社会の発展と共に経済的な格差、ＩＣＴ，ＩＯＴ、ＡＩ等々の新たな情報通信社会の、めまぐるしい発展によるＳＮＳ等を利用する人、しない人、出来ない人と情報共有の格差が仲間づくり、地域づくりに大きく影響している今日、この新型コロナウイルスは、現代社会における貧富の格差、健常者、障害者関係なく老若男女に等しく襲いかかろうとしています。私は、この新型ウイルスは、捉え方によれば、環境は違いますが終戦当時の日本の社会に似ていると思います。戦後生き抜くためにも、現在のように自己中心社会ではなく、誰もが助け合い食料を分け合い思いやりのある社会でなければ生きていけない時代でした。自分だけは幸せになろうと思ってもみんなで助け合わなければ生きていけなかっ

た時代だったと思います。正にこのウイルスに勝つためにも、今こそ町民全体がお互いに声をかけ合い、一致団結して対策の徹底を行うことが必要だと思います。このような事態の中において、東京オリンピック、パラリンピックの組織委員会の森会長の女性蔑視発言、後任人事問題、又、緊急事態宣言が出された中での国会議員の会食の不祥事等々を始め、豊かさゆえに失ってきたものを、このウイルスを通じて今一度見直すことが出来れば、町づくりも一歩も二歩も進めることが出来るチャンスだと思います。昨年３月議会でも一般質問しましたが、花田町政がスタートして今年４月で４年の任期が終わろうとしております。昨年12月議会で続投の意思表示をされました。大変良いことだと思います。町長は、29年６月就任以来、初議会で町づくりについて、阿武町の良き伝統と歴史を継承しながら「豊かで住みよい文化の町」の創出、そして「躍動し、選ばれる町」づくりのために、私自身が先頭に立って汗をかき行動を起こすと共に町民に寄り添い意見に耳を傾け町民目線で「打てば響く」町政を進めていくと言われ、又、30年３月議会施政方針演説においては、地域に寄り添う懇談会を始め、自治会長集会や行政説明会、各種団体、グループ等とのカジュアルトークを通じて、広く住民の皆さんの声を聴きながら、小さな町の利点を最大限に活かしつつ、町民と行政、町民と職員、町民と議会、これらの距離を縮め、町民の思いが直接行政に伝わる、施策として展開される仕組みを構築していくと言って４年が過ぎようとしています。中でも、阿武町誕生以来、歴代の町長さんが経験したことのない、国を相手として苦渋の決断が求められた陸上配備型迎撃ミサイル「イージスアショアむつみ演習場配備計画」についても、町長は、いち早く反対の意向を表明され、町民の先頭に立って反対された行動に、町民の多くの人は、言った事はやる行動力のあるリーダーだと思われた事と思います。当町の１月31日現在の住民基本台帳によりますと、阿武町の総人口は3,180人、内65歳以上の高齢者の方が1,586人、全体の49.87％で、内75歳以上

が879人で全体の27.64％を占め、約２人に１人が高齢者となっております。又、福賀地区を見ますと、人口が521人、65歳以上の高齢者が310人と高齢化率も59.50％と高くなってきています。今、平均寿命は、男性が81.41歳、女性は87.45歳となる中、阿武町は県内19市町では３番目に高齢化率が高い位置ではありますが、このことが決して悪いことではないと思います。健康で長生きすれば、誰もが高齢者になります。地域で年配の人の話をよく耳にすることがありますが、あと10年生きたらもう90歳とか、あと何年生きられるかねとか、人に迷惑はかけないで死にたいねとか、明るい話は少ないように思います。無理もありません。人は歳を取ると体力も弱り、ひいては気力も弱り、若い時に比べてこうしたらよいとか何であんなことをするのかとか、身の周りの地域のこと、又、社会の出来事に関心が薄れて来て、若い時に比べ意見も少なくなっているように思います。意見が出ないのは、今の環境に、サービスに満足しておられるのか、それとも発言するといったことは、自らが実行しなくてはならなくなるといった責任感等々が影響しているのかなど色々な考え方があると思います。町長は、昨年４月に策定されました「第７次阿武町総合計画」令和２年度から令和11年度までの10年間の基本構想、令和２年度から令和６年度までの前期基本計画「選ばれる町をつくる」策定にあたっても言っておられますが、まず、そこに住んでいる人が幸せと感じてもらうことが大切であると言っておられましたが、私は、幸せと感じてもらえることは、一人ひとりにそこに自分の居場所があることだと思います。花田町長の政治信条として、町民に寄り添い町民の意見に耳を傾け町づくりをしていくと言われておりますが、これまでにも町民の声を聴くことにより、色々な施策に取り組んで来てはおられます。しかし、高齢者の声は年々少なくなって来ているように思いますが、町長はどう感じておられますか。高齢化が進む当町において、町民の半数以上が高齢者である中、若者の声も大事ですが、高齢者の意見の集約にどのような取り組みを考えてお

られますか。又、高齢者の声が少なくなった理由の一つに、ＳＮＳ等の普及によることもあるかもしれませんと、昨年３月の一般質問でお聞きしましたが、その時、この２極分化というか対立とまでは申しませんが、ある意味での溝、年齢ギャップが顕著になりつつあると答弁されていますが、どのように融和していくお考えをお持ちでしょうか。これまでのような護送船団方式では限界があり、新たな発想、新たな仕組みづくりへのチャレンジを許す社会でありたいものと言われていますが、私も全く同感です。若者のチャレンジを応援し、若者の考え方も生かすことは「選ばれる町づくり」には、必要不可欠であるということは言うまでもありません。先輩の意見を聞くことも必要であり、又、聞いてあげることが聞かれた人にとっても元気が出る、又、居場所があることに繋がるのではないでしょうか。町民の意見を集約する方法としては、我々議員活動もその一つではありますが、私が初当選した平成７年頃に比べて住民からの声が少なくなったように思われます。当町では、65歳から75歳までのいわゆるスーパー高齢者が約700人もおられます。皆さんの活躍が「選ばれる町づくり」の大きな原動力になると私は確信していますが、高齢社会の町づくりについて町長の考えを問い、１問目の質問といたします。

○議長　ただ今の６番、田中敏雄君の１項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　私は就任以来、お誘いがあれば規模の大小に拘わらず何処にでも出て行き、意見に耳を傾けてそれを吸い上げ町政に反映してきたつもりであります。又、職員についても、日々の業務の中で直接町民の皆さんと接する機会が多いわけでありますので、このことは口を酸っぱくして言って参りましたし、十分とは申されませんが、町民との会話の中で出てきた色々なアイデアや要望を色々な施策提案等へ繋げて来てくれているものと思っております。

こうした中、「高齢者の声が少なくなっているようだが、どのように感じて

いるか」とのご質問ですが、確かに田中議員が感じておられるように少なくなってきていると私も感じているところであります。これは、田中議員のご指摘のとおり、高齢化の進展に加えて人口減少が大きく関係していると思っております。今まで、高齢となられても「生涯現役」を合い言葉に、第一次産業や社会活動への積極的な参加・参画をしてこられた高齢者の皆さんが、10年、20年と年月を重ね、いよいよ身体機能の衰えと共に外出を控える、集いに出なくなる、更には介護が必要となるなど、これまでの「元気で活力に満ちた高齢者」のイメージとは違う状況になっておられる方を拝見する時、大変寂しい思いがいたします。老人クラブ活動１つを例にとってみましても、高齢であっても活発に活動されておられるのはもう一部の方になり、リーダーの方にお話しを聞きますと、会員が増えない、段々と集まる人が減ってきたといった少し寂しい状況であると言われております。ちなみに、平成26年度と令和２年度との老人クラブ会員数を比較してみますと、奈古地区では、平成26年が93人の会員でありましたが令和２年度になりますと半数の46人、福賀地区は70人から71人と頑張っておられますが、宇田郷地区は91人から半数の45人へと、福賀地区以外は会員が激減している状況であります。なお、福賀地区の会員数が維持されているのは、これは推測ですけども、ほぼ毎日のようにグラウンドゴルフやその他の自主活動に励まれていることや老人クラブまでの間に昭和会という自主活動の場があることが大きな原因ではないかなというふうに思っているところであります。こうした中、様々な団体において言えることでありますが、仲間が多い時には、色々な意見やアイデアで活動が発展していきますが、仲間が少なくなると、活動が縮小していく傾向にあります。本町においては、自然減により人口が減少することはこれからも続くことはいたしかたのないことでありますが、一方で、高齢者の居場所を既成の枠にとらわれることなく作っていくことも正に重要であります。奈古地区の老人クラブの会長さんが、毎日のよ

うに小学校に出向かれボランティア活動をされて、今では小学生のみんなが知るアイドル的な存在になっておられるということを耳にいたします。自分が出来ることを通じてそれまで無関係と思われた小学生との心の交流が生まれ、正に地域ぐるみで子育てを支える力となっておられます。こうした中、田中議員もご指摘のとおり、今やＩＣＴやＳＮＳの発達、普及により、これについていける人とそうでない人との間で大きな情報ギャップが生まれ、そして、これは情報だけではなく世代間の交流・連携の大きなギャップに繋がっております。そして、若者の一部は、これについていけない人を何か見下したような目で見る人もいて、これが世代間の交流や理解を大きく阻害しているようにも思います。こうした中、高齢者の意見をどのようにお聞きし集約するのか、又、高齢者であっても自己実現に向けて社会との繋がりを持ち、必要とされる生き方が出来るにはどうしたら良いのかということで、更にどういう仕組みが考えられるかということでありますが、正直なところなかなか答えが見い出せないというのが本音でありますが、とにかく色々な場面で田中議員が言われるような元気な700人の「スーパー高齢者」を意識して引っ張り出して、しっかりと活躍してもらう場を創出することが必要だと思います。その意味では、所信表明でも申し上げましたが、例えば公民館活動や社会教育においても、これまでの行事を見直し再編し「スポーツフェスタ」や「オープンカレッジ」等といった新しい枠組みの中で、各世代のニーズに応じた取り組みや世代間交流事業等を実施することも有効であると考えております。そして一方で、例えば町の色々な公職、役職、委員等の選任にあたっては、先入観にとらわれることなく、今まで活躍の場のなかった方々を意識して選任し、多くの新しい方に就任していただくような取り組みも必要であると思います。まあ私や役場職員においては、しっかりとアンテナを張って情報収集することは勿論でありますが、大事なことは、何時いかなる場面でも、町民の一人ひとりに気軽に声を掛け、良好な笑

顔の関係を構築することが最も大事だと思っているところであります。以上で、答弁を終わります。

○議長　６番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（６番、田中敏雄議員「はい」という声あり。）

○議長　はい、６番、田中敏雄君。

○６番　田中敏雄　１つお伺いいたします。これからの高齢社会においても、情報通信社会、情報通信の利便性向上に今年は３億5,000万円をかけて光ファイバの整備が確保されるようになっております。そうした中、この光ファイバを利用されテレワークとかサテライトオフィスとか社会のニーズに対応出来る「選ばれる町」を作るためにも必要とは思いますが、多くの町民が利用できることが必要だと思います。それから、ますます高齢化が進み、買い物難民といった言葉が使われるように、買い物に行けない人が例えばサンマートや道の駅とタイアップして、端末機を押すだけで買い物が出来るシステムとか、又、具合の悪い時などボタン１つ押せば医療機関に連絡が取れるなど、多くの人が利用出来ることを考えれば高齢者も安心してこういった光ファイバの整備が役に立ってくるのではないかと思います。こういったことについて、町長はどう考えておられますか。

○議長　町長。

○町長　光ファイバを敷設するというふうなことで、契約もＮＴＴさんとやっておるわけでありまして、来年のちょうど今頃には、１月あたりで完成するんじゃないかというふうなことでありますけども、この狙いはその時に申し上げましたように、今インターネットとかそういう情報通信網、高速大容量の通信網については、一般的には何となく若者のもののようなとらわれ方をしていることが多いわけでありますが、これは必ずしも若者だけのものではないと、むしろ高齢化が進み過疎化が進む中で、特に高齢者の見守りであったり先ほど

色々な例がありましたけど生活の利便性を確保するための重要なアイテムであるというふうに私は思っておりまして、今から年が経てば経つほどむしろ高齢社会を支える大きなインフラになるというふうに思っております。例えば遠隔での医療であっても家からその画面を見ながら診療をある程度受けられるような形、そしていつぞや下東郷の火災の例も申し上げましたように、子どもさんたちが町外におられてもカメラで自分の実家の家族の状況が分かって、そのことによって色々な急激な体調不良であったり事件、事故を防ぐことが出来るというふうなこともあります。他に色々な例が考えられているわけでありますが、このことは本当に、今そういう高速大容量の通信網光ファイバをもって作るということは、住民すべからく恩恵を被る、私は年寄りだから恩恵がないというものではないと思っておりますから、今からもしっかりと進めていきたいと思いますし、今から大事なことは、いくら道路が出来ても立派な高速道路が出来てもそこに乗る方法が分かる人もいます。ただ、だんだんと高齢化すると高速道路に乗る方法が分からない、例えばパソコンいただいても操作が分からないというふうなこと、タブレットがあっても操作が分からないというふうなことになりますと、そこは高速道路に乗れないということでありますから、やはり我々はそのことも考えた中で、今度はその乗る方法も色々な形で皆さん方に提供していくというふうなことも、今大きな道を作ることも大事ですけどその道に乗る方法も色々今からは考えていかなければいけないなということでありまして、今後そういった施策もご提案させていただきたいと思います。以上です。

○議長　６番、再々質問はありますか。

○６番、田中敏雄　ありません。

○議長　それでは、６番、続いて２項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○６番、田中敏雄　それでは、２項目目の質問、「老朽化した橋梁の管理につ

いて」をお伺いします。

平成26年５月、国土交通大臣を議長として、社会資本の老朽化対策が協議され、阿武町においては、国のインフラを対象に作られた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、平成26年４月に「公共施設等総合管理計画」を早急に策定するよう要請がありました。このため、当町が所有する公共施設等の将来のあり方に関する基本方針を定め、公共施設等の再編方針を含む公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、住民サービスの根幹である公共施設の安全性や機能の維持、施設の適正配置とそれに伴う財政負担の軽減、平準化を目的に、当町では平成29年３月に策定されました。該当する施設は、建物、建築物、道路、橋梁、トンネル、公園、下水道関係施設、漁港、防火水槽があります。令和元年６議会で伊藤議員が質問されておりますが、今回は橋梁についてお尋ねいたします。現在、町が管理している橋梁の数は112橋で、一級町道に架かる橋は24橋、２級町道に架かる橋は22橋、その他の橋66橋があるとのことです。阿武町道路条例では、Ｉ級町道とは、①に主要集落とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路、②に主要集落と主要交通流通施設又は主要公益的施設とを連絡する道路、③に地域の開発又は整備のため特に必要な道路とあります。又、２級道路とは、①に主要集落と集落相互を連絡する路線、②に集落とこれに密接な関係にある国道、県道又は１級道路とを連絡する路線に該当する道路とあります。その他の道路とは、前２条以外の路線で幅員が1.5m以上を有する路線をいいますが、今回は２級町道に架かる藤原橋についてお尋ねいたします。国が定める５年に一度の調査においては、ステージ１からステージ４の４段階に分かれ、これまでに異常が確認できた橋の数は25橋で、ステージ３が24橋、通行できない橋ステージ４が１橋あり、現在補強工事に着手している橋は、宇田郷の千歳橋で令和元年から令和３年までの３年間で総事業費6,136万1,000円をかけて補強工事がされています。又、鹿島大橋は1,080万円をかけて

現在測量設計に入っています。今回のステージ４で通行できない橋は、大井川２級河川に架かる町管理の橋が14橋ある内の、福賀いらお苑前から藤原に渡る昭和45年に建設された藤原橋です。去年３月から通行止めとなり、突然の通行止めに地域住民は大変困っています。通行止めとは言われても、一見、見ただけでは異常が見られないため、なぜ通行止めなのか、いつになれば通行出来るようになるのか、早く解除してもらいたい、と思われている方が多くおられます。担当課に原因を聞くと、主桁の鋼材に腐食による欠損が生じており、緊急に対策を取る必要があるという検査結果が出たからだとのことです。代替路線としては、昭和47年に建設された阿武中広域農道、藤原伊豆線のルートで、吉岡土建前の昭和47年に建設された椎の木橋を利用することになりました。迂回する時間としては何分も違いませんが、これまで通っていた道は自分の体の一部と同じで、通行止めされてからしばらくの間は、藤原橋に向かうために無意識のうちに方向指示器を上げようとしてあわてて戻す動作が続きました。この場所を通行される多くの方々も、近頃はやっと慣れてきたようですが、利用していた誰もがそう感じられていたことと思います。今まで利用していたことが利用出来なくなることに非常に抵抗があるものだと改めて感じました。昨年７月30日に宇生賀中央自治会から「災害でもないのに通行止めの看板が長期間設置されており景観上好ましくないため早急な対策を願う」との要望書が出されましたが、これに対して担当課から、現在町道の橋梁を全て点検中で支障があった橋の内費用対効果の高い橋から改修等を実施しているということで、当藤原橋は迂回路が近く優先度は低くなるが可能な範囲で早めの対応をしたい、と回答を受けたと言われています。通行止めになってから１年が経過しようとしています。あの橋の場所は福賀の玄関に位置する橋です。通行止めの標識が見えるのは「選ばれた町」にはふさわしくない環境ではないでしょうか。一日も早い対応をしていただきたいと思いますが、人口減少、又、利用者が減少する

中において、第７次阿武町総合計画で、町長はあらゆる施策を積極的かつスピーディーに展開していくと言われておりますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長　ただ今の６番、田中敏雄君の２項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　老朽化した橋梁の管理ということで、現在通行止めさせていただいておりますいらお苑前の県道から森見藤集落側に架かる町道藤原沼ノ奥線の「藤原橋」の今後の対応であります。

ご案内のとおり、道路・橋梁を含む各種インフラ等、我が国の社会資本は、1945年（昭和20年）から戦後復興期を経て、経済が飛躍的に成長を遂げた1955年（昭和30年）頃から1973年（昭和48年）頃まで急速に整備されました。そして近年、これら高度経済成長期に整備された社会資本ストックが一斉に耐用年数、老朽化が進み、このことは、阿武町内における道路や橋梁等においても、全く同様であります。こうした中、橋梁の変状を早期に発見し沿道や第三者への被害防止を図ると共に、安全・円滑な交通を確保するため、又、今後の少子高齢化、人口減少等社会的問題を踏まえて、橋梁の損傷を早めに予防的に補修することで大規模な補修が必要な状態になることを防止し、長寿命化事業を進めることによってトータルコストの縮減を図ることを目的に、本町では平成29年３月に「阿武町橋梁長寿命化修繕計画」を策定したところであります。又、これに先立ち、国の点検要領では供用開始後２年以内に１回目、それ以降は５年に１回の頻度で行うこととなっており、平成26年度から順次点検調査を実施しているところでもあります。本町では現在、この点検結果を基に、町道の等級、交通量、代替路の有無等を勘案しながら、優先順位をつけて事業にも着手しているところでありまして、現在、宇田の千歳橋は令和元年度から、奈古の鹿島大橋は令和２年度から事業を実施していることは議員もご高承のとお

りであります。ここで、議員ご指摘の藤原橋であります。この橋は、昭和 45 年に建設され約 50 年が経過した古い橋梁でありますが、令和元年度の調査で、橋梁の上部工を支える主要部分である主桁において、最も悪い評価の『判定Ⅳ』の結果が出されました。先ほどもありましたが参考までに申し上げますが、この各構造物の判定基準は、ⅠからⅣ段階になっておりまして、数字は高いほど支障があり危険ということでありますが、Ⅰは、健全で構造物の機能に支障が生じていない状態。Ⅱは予防保全段階で構造物の機能に支障が生じてはいないが予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。Ⅲは早期措置段階で構造物の機能に支障が生じる可能性があり早期に措置を講ずべき状態。そしてⅣは緊急措置段階で構造物の機能に支障が生じている、又、生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずべき状態と言われております。先ほど申し上げましたとおり、ご指摘の藤原橋は「判定Ⅳ」の最も危険な判定であります。もう少し詳しく申し上げますと、藤原橋の床版を支えている主桁は鋼製のⅠ形鋼でありますが、長年の風雨等により腐食したため、板厚が痩細ってⅠの字の形が一部崩れている状態で床版を支える耐力性が欠落しているほか、コンクリート製の橋脚についてもひび割れが発生している状態となっています。なお、橋の中で「判定Ⅳ」（最悪の判定ですが）が出たのは、町内 112 橋の内、この藤原橋の１橋のみでございます。従いまして、町といたしては、これを知った段階で大げさに言えばいつ崩落するか分からないということでありますので、利用者の安全性を最優先に、直ちに通行止めの措置を取らせていただいたところであります。次に、藤原橋の今後の対応についてでありますが、通行出来るよう改修してほしい旨の地元からの要望があることは重々承知しておりますが、小規模な改修程度で解決すればそれはそれで良いのですが、判定Ⅳということでありますので、そうでない場合は、新たに架け直すことも一つの選択肢としてはありますが、藤原橋は、県河川の大井川に架かる橋であるために、新たな橋を

掛け替えるにあたっては、河川法等により、現況の河積断面の確保が必要となります。そして、この断面を確保してその上で橋の強度を確保するためには、今より太い橋桁や厚い床版が必要となり、結果として両護岸を高くする。つまり、右岸の県道を相当前の部分から嵩上げして、又、左岸の町道も同様に嵩上げして、今より高い位置に交差点が出来ることになりますので、そうでなくてもバイパスということで、スピードを出す人が多いわけでありますので、盛り上がった交差点ということでは、交通安全上大変大きな問題を生じますので、工事費のどうのこうのという段階ではなく、現時点ではあまり現実的ではないと言わざるを得ないと思っております。まあ百歩譲って、直ぐ上流には町道藤原伊豆線の「椎の木橋」という迂回路があるので、あえて膨大な工事費を投資することは如何なものか。又、費用対効果は確保出来るのか。ここに大きな投資をするよりも、同じ経費を使うのであれば他に必要とする事業を優先的に行った方が住民の皆さんには生目がいくのではないか、多いに検討が必要だと考えるところであります。いずれにしても、今一度河川協議も含めて詳細な調査をした上で、改修の可否、工事費等の予測を立てた段階で判断をしたいと考えているところであります。なお、長寿命化事業につきましては、道路、橋梁を含め他の公共施設でも行いますが、人口減少や、大刈等で一部集落では存続が難しくなっている状況を考えると、今ある全ての施設を 100%そのまま維持することが町のためになるのか、守るべきものは守り、言葉は悪いですが、切るものは切る。いわゆる取捨選択、選択と集中、必要な箇所に集中投資するということが、健全な行政を維持するためにも必要なことではないでしょうかというふうに考えるところでもあります。なお、藤原橋の詳細調査については、今後、国、県の補助事業として県と協議、相談しながら、可能であれば令和３年度に前倒しをして難しければ令和４年度には実施し、いずれにしてもその結果をもって繰り返しになりますが判断したいと考えているところであります。先

ほど田中議員から、町民の皆さんが、一見見た目には異常は見られないのになぜ通行止めなのか、いつ通行出来るようになるのか、町民の皆さんが疑問を持っているとのご指摘がありましたが、このことにつきましては、町としましても確かに説明不足のことにつきましては反省すべき点であり、今後はこのことに限らず、こういったことは、何らかのしっかりとした町民に説明する形を取りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上で、答弁を終わります。

○議長　６番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（６番、田中敏雄議員「はい」という声あり。）

○議長　はい。６番、田中敏雄君。

○６番　田中敏雄　それでは、今町長の答弁の中でこの橋については県と協議して、出来れば前倒しで令和３年度、最悪でも令和４年度というお話を聞きまして、４年度ではなしに３年度でやっていただきたいと、よろしくお願いいたします。それでは、もう１点お伺いします。いつもこういった議論の中で出てくるのが、行財政を運営する時に使う費用対効果という言葉があります。過疎が進み利用者が年々減少する中において、まあ自分の家でもそうですが、財政的に厳しいことを考えるとあれもしてくれこれもしてほしいという思いがあっても諦めてしまうことが多くなります。このことは、引いては俗に言われます中心部だけ人口が多い所だけ栄えて、周辺部が寂れるといった言葉に使われることが、そう捉えることも多くあるような気がします。少子高齢化が進む社会、費用対効果、その言葉を町長は、町長のグランドデザインの中でどう捉えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長　町長。

○町長　先ほどの令和３年度に前倒しするという、これにつきましては可能な限り前倒しする方向で県と協議をするように指示しておりますけど、いずれに

いたしましても、これをもしこういう形でやりたいのであればどの程度の経費がかかるかというふうなこと、そして、そういったあたりも含めて調査をするということであります。その中で膨大な経費がかかるのか、やり方も今のように車両が通れるものなのか、歩道だけにするのか色々あるかと思いますし、それでも更に大きな経費がかかるということであれば、それはやむを得ざる判断も出てくるかなと思いますが、いずれにしても、もう１回ちょっとどのくらいの経費がかかるものなのかというふうなことは調べさせて、それも早急にやらせていただきたいと思います。そして、費用対効果、よく国あたりの事業を持ってきますと「ビーバイシー」でありますベネフィットとコスト、それの割合が一定程度ないと効果が少ないというので採択しないという話で、この効果の中に、この前あそこの空き家対策の時にちょっと申し上げましたけど、それがその目に見える効果と目に見えない効果があります。これが出来たことによって交通の利便性が高まって商品がよく売れる、色々あります。そういった目に見えるお金の価値に換算出来やすい効果と、時間が短縮出来る、一番良い例が高速道路、そういう効果がある、ともう一つ目に見えない効果、例えばそのことによって劣悪な景観がすごく良くなる、これなかなか計算出来ません。他にも色々あるわけでありますが、そういった目に見えない効果というのも、今、結構国あたりはそれを評価してくれるような時代になりました。が、まだまだ十分ではありません。それらを考えると、私は、費用対効果を考える時には、どっちかと言えば後者の方でそういったものをぜひ科目の中に入れたいという思いを持っておりますし、色々な事業判断をする時にはそういったものを含めた中でどうなのかということをいつも考え合わせた中で事業を興しているつもりであります。ですから、目に見える積算が出来るもの、出来ないもの、そうしたものの中で、今、田中議員は周辺部と中心部の格差ということを言われるわけでありますが、そのようなことも含めた中でしっかりとそういった別

の意味でのベネフィット（利益）、そういった効果もしっかりと見極めていくしカウントしていく、そのことが周辺部と言われる所であっても必要なものは必要なように、例えば通行人員は少ない、何人がと言えば多い方が効果があると言われます。ただ、その地域にとってどれだけの価値があるのか、重みがあるのか、100人おる中で50人通るのか、１万人おる中で100人通るのか、と言えば100人おる中で50人通る方が当然大事なわけです。正にこれが効果だというふうに思いますし、そこら辺はしっかりと私は効果というものを測定していきたいと思っております。以上です。

○議長　６番、再々質問はありますか。

○６番、田中敏雄　ありません。安心しました。

○議長　これをもって６番、田中敏雄議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして､本日の議事日程は全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

散会　14時31分

地方自治法第123条第２項の規定により署名します。

阿武町議会議長　末　若　憲　二

阿武町議会議員　清　水　教　昭

阿武町議会議員　田　中　敏　雄